

平成26年3月13日

◎浜田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

昨日、障害保健福祉課に土森委員が求めておりました、本県のアルコール依存症及び鬱病の患者数についての資料が提出をされておりますので、お手元にお配りをしてございます。よろしく申し上げます。

日程の件について、本日の委員会は昨日に引き続きまして、「付託事件の審査等について」であります。

#### 〈私学・大学支援課〉

◎浜田委員長 それでは、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎高橋私学・大学支援課長 私学・大学支援課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、当初予算から御説明をいたします。

資料②の議案説明書当初予算の220ページをお開きください。

主な歳入を御説明いたします。

4行目の9国庫支出金の14億円余りは、右の説明欄に記載しておりますとおり、これまでの私学助成と就学支援金に関するものに加えまして、新たに低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金等に係る修学支援事業の補助金に関するものでございます。

次の、10財産収入は、工科大学学術研究等支援基金と高校生修学支援基金の運用益でございます。

12繰入金のうち20億円は、永国寺キャンパス整備の財源に充てる工科大学学術研究等支援基金からの繰り入れでございまして、残りの3,100万円余りは私立学校の授業料減免補助金等の財源に充てる、高校生修学支援基金からの繰り入れでございます。

次の221ページをお願いいたします。

15県債の20億9,700万円につきましては、後ほど歳出で御説明いたします永国寺キャンパス整備の財源に充てるための起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

222ページをお願いいたします。

1 大学支援費から、右の説明欄により、主なものについて御説明させていただきます。

1 県立大学等支援費の最初でございます、公立大学法人評価委員会委員報酬は、公立大学法人高知工科大学と高知県公立大学法人の年度実績評価などを行っていただく評価委員会の委員報酬でございます。公立大学法人高知工科大学職員共済組合負担金と、その下の高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、地方職員等共済組合法に基づく両法人の教職

員の共済費に係る県の負担額でございます。次の公立大学法人高知工科大学運営費交付金は、法人の運営財源として公立大学法人高知工科大学に用途の内訳を特定しない交付金を交付するものでございまして、法人運営に必要な経費から授業料等の自己収入を引いたものとなっております。

223ページをごらん願います。高知県公立大学法人運営費交付金は、工科大学と同じく、法人の運営財源とするものに加えまして、新たに整備される永国寺キャンパスの備品購入経費を大学法人に交付するものでございます。

次は、2県立大学整備費でございます。

ここで、お配りしております議案参考資料の文化生活部のところに、私学・大学支援課の参考資料という赤いインデックスがついております資料もあわせてごらんいただきたいと思っております。

県立大学整備費は、永国寺キャンパスの整備に必要な費用として40億9,000万円余りを計上しております。建築工事監理等委託料に3,900万円余り、平成25年度より着手しております教育研究棟の建築等工事請負費の債務負担行為現年化分と地域連携棟の耐震改修等の建築等工事請負費を合わせまして40億4,000万円余りを計上しております。各工事の落札状況につきましては、参考資料1の右側に記載しているとおりでございます。この中で空調設備工事につきましては、今回議案を提出し、御審議をお願いすることとしておりますので、後ほど御説明をさせていただきます。

議案説明書の223ページに戻っていただきまして、中ほどの3工科大学学術研究等支援基金積立金は、歳入で御説明しましたように、基金の運用益を積み立てるものでございます。

次は、1私学支援費でございます。右の説明欄の最初の1人件費につきましては、私学・大学支援課の職員10人分の人件費約6,700万円と、高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学へ派遣している県職員39人の共済費に係る県負担分約2,400万円を合わせた約9,100万円を計上しております。

その下の2私学支援費でございます。224ページをお願いいたします。3つ目の私立学校人権教育指導委託料は、人権教育を促進するための研修や学校訪問を人権啓発センターに委託して実施するものでございます。私立高等学校等就学支援金事務委託料は、就学支援金認定申請書の生徒への交付や取りまとめ、請求などの事務を私立学校の設置者に委託する経費でございます。私立学校運営費補助金は、小・中・高等学校の運営費に対して助成するもので、生徒1人当たりの補助単価に生徒数を掛けて予算化しています。私立学校への運営費補助としまして、このほかに、次にあります光の村養護学校に対する私立特別支援学校運営費補助金と専修学校の高等課程の運営費などに対する専修学校運営費等補助金がございます。次の私立学校授業料減免補助金は、小中学校については生活保護世帯、

家計急変世帯、市町村民税非課税世帯に対して補助率3分の2で、高等学校については今年度より拡充しておりますが、年収350万円未満程度まで対象世帯を広げ、補助率10分の10で補助するものです。次の私立学校被災児童生徒授業料減免補助金は、東日本大震災により被災し、経済的理由から就学が困難になった児童生徒に対し、授業料の軽減措置を行った学校法人に補助するものです。次に、2つ下にあります私立学校教育力強化推進事業費補助金は、国による教育改革推進事業約3,900万円と、22年度から導入しております各私立高校の特色を生かした県独自の教育力強化推進事業7,500万円となっております。教育力強化推進事業については、昨年同様、高等学校のみ設置法人については600万円、中高併設法人につきましては900万円を上限に補助いたします。次の2つは私立学校教職員の退職金制度や共済年金制度の安定のため、高知県私学退職金社団や日本私立学校振興共済事業団に対して補助するものでございます。

225ページをお願いいたします。次の私立学校耐震化促進事業費補助金は、耐震補強工事に対する県単補助です。国から3分の1の補助で、I s 値0.3未満の建物は2分の1の補助が受けられますが、これに加え、県が6分の1継ぎ足し補助することで私立学校の耐震化を促進しようとするものです。光の村養護学校土佐自然学園への補助を予定しております。これは後ほど補正予算で御説明いたしますが、25年度に補助を予定しておりました耐震補強工事が26年度に着工することとなったため、25年度に計上した予算を全額減額し、改めて26年度に補助を行うものでございます。次の私立高等学校等就学支援金交付金は、教育費負担の軽減を図るため、国の制度に沿って、私立高校生等に対して公立高校の授業料相当額を支給するもので、低所得世帯には加算がございまして、平成26年度の新1年生からは所得制限が導入され、国公立問わず、年収910万円未満の世帯については就学支援金が支給されることとなりますとともに、低所得世帯への加算が拡充されております。なお、平成25年度までに入学した生徒に対しては、これまでの制度が適用されることとなっております。次の私立高等学校等再就学支援金交付金は、高等学校などを中退した方が再度、高等学校等で学び直すことを支援するものでございます。次の私立高校生等奨学給付金扶助費は、さきに御説明いたしました就学支援金における低所得世帯への増額とあわせまして、低所得世帯の教育費負担を軽減するため、教科書費等として定額を支給するものでございます。次の国庫支出金精算返納金は、後ほど条例議案で御説明いたしますが、高校生修学支援基金のうち復興関連予算で造成された基金の執行残額及び特例措置事業終了後の剰余金を返還するものでございます。

次の3高校生修学支援基金積立金は、基金の運用益を見込んだものでございます。

次の育英事業推進費は、財団法人土佐育英協会が県内出身者に対して行っております奨学金貸与事業に補助するものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、補正予算について御説明をさせていただきます。

資料④の議案説明書、各補正予算の105ページをお開き願います。

歳入の補正予算でございます。4行目の10財産収入の2財産売払収入、1不動産売払収入は、3,200万円余りにつきましては、当課で管理しておりました旧高知短期大学城北宿舍の土地が売却されたものでございます。

その他の主な歳入につきましては、歳出の補正予算に連動しておりますので、ここでの説明を省略させていただきます。

106ページをお願いいたします。

歳出の補正予算でございます。

右端の説明欄をごらん願います。

まず、大学支援費の1県立大学等支援費の公立大学法人高知工科大学職員共済組合負担金と高知県公立大学法人職員共済組合負担金ですが、これは地方公共団体の負担金率が当初の見込みを下回ったことなどにより減額補正をお願いするものでございます。次の高知県公立大学法人運営費交付金につきましては、池キャンパスの看護学部など3学部の学生定員増や生活科学部の学生募集の停止など大学改革の過渡期にありますことから、人件費を翌事業年度に精算することとしておりますので、平成24年度の人件費を精算するため減額補正をお願いするものでございます。

次に、1私学支援費でございます。私立学校運営費補助金、私立特別支援学校運営費補助金につきましては、積算の基礎となる生徒数が見込みを下回ったことにより減額の補正をお願いするものでございます。次の専修学校運営費等補助金につきましては、高等課程の生徒数や授業料減免補助金の申請額が当初の見込みを下回ったことにより減額補正をお願いするものです。

107ページをお願いいたします。次の私立学校授業料減免補助金は、当初予算で見込んでおりました申請者数が見込みを下回ったことにより減額の補正をお願いするものでございます。次の被災児童生徒授業料減免補助金につきましては、当初の予定より実績が下回る見込みのため減額の補正をお願いするものでございます。教育力強化推進事業費補助金につきましては、当初の予定より実績が下回る見込みとなった学校が生じたため減額の補正をお願いするものです。次の私立学校耐震化促進事業費補助金は、当初予算でも御説明しましたとおり、光の村養護学校土佐自然学園の耐震補強工事が平成26年度の着工となったため減額するものです。次の私立高等学校等授業料減免臨時特例事業費補助金は、事業の終了に伴い、不執行分を減額するものでございます。次の私立高等学校等就学支援金交付金は、休学や転学、退学等により対象者が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

次の2高校生修学支援基金積立金は、平成25、26年度の県事業執行分について、国の平

成25年度補正予算により追加交付されます高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を受け入れて基金に積み立てるため増額するものでございます。

次の育英事業推進費につきましては、財団法人土佐育英協会の奨学金貸付事業の一括返還等による返還金がふえたことによりまして、県の補助金を見直すものでございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

繰越明許費明細書でございます。県立大学整備費で1億2,920万8,000円を繰越予定額としております。これは、工事全体事業実施工程を見直したため繰り越しをお願いするものでございますが、平成25年度に予定した出来高が一部26年度となりますが、教育研究棟の完成等は当初の予定どおり26年度中を予定しており、27年4月のオープンに支障はございません。

以上が補正予算の説明でございます。

続きまして、高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料の⑤の番号がついております定例会議案（条例その他）の88ページをお開き願います。あわせて、議案参考資料の私学・大学支援課の参考資料2もあわせてごらんいただきたいと思います。私学・大学支援課の2ページでございます。

それではまず、参考資料2、高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案の概要をごらんいただきたいと思います。上の枠内に記載しておりますように、国は地方独立行政法人法の改正を行い、地方独立行政法人の財産について出資等に係る不要財産の返納及びそれに伴う資本金の減少手続を整備し、平成26年4月から施行することとしております。この改正によりまして、法第6条第4項において、地方独立行政法人の保有する重要な財産であって、条例で定める出資等に係る不要財産を処分しなければならないことが規定されましたので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。現行の地方独立行政法人法の財産処分については、左下に記載しているとおり、重要な財産を譲渡し、または担保にしようとするときに議会の議決が必要な財産を条例で定めております。その内容は、地方自治法及び地方自治法施行令の議会議決事項となる7,000万円以上の不動産もしくは動産または不動産の信託の受益権としております。今回、この財産処分の制限に加えまして、出資等に係る不要財産の処分について、法第6条第4項に規定する重要な財産を条例で定めることとなりました。

資料右下の出資等に係る不要財産の処分義務をごらんいただきたいと思います。処分手続といたしましては、法第44条第1項の左側にあります規定による処分と同様に、評価委員会からの意見聴取、議会の議決を経て知事が認可し、県へ財産を納付することになります。条例で定める法第6条第4項に規定する重要な財産としましては、その保有する財産であって、認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上のもの、その他知事が定め

る財産とするとしております。これにつきまして、次のページの参考資料3をごらんいただきたいと思ひます。地方独立行政法人と国の独立行政法人との対照表でございます。今回、地方独立行政法人法が改正され、不要財産の処分について規定をされましたが、既に国の独立行政法人通則法には不要財産の処分についての規定がございます。右の中段に記載しております第46条の2第1項で、政府からの出資または支出に係る不要財産については主務大臣の認可を受けて、国庫に納付することなど、地方独立行政法人法と同様の内容となっております。次に、資料の右下をごらんいただきたいと思ひます。国の独立行政法人の不要財産の処分に係る重要な財産は主務省令で定められており、申請の日における帳簿価額が50万円以上のもの、その他文部科学大臣が定める財産とするとなっております。このように、国の独立行政法人通則法と地方独立行政法人法には同様の不要財産の処分規定がありますことから、条例で定める重要な財産も国の独立行政法人と同様に、帳簿価額50万円以上とすることといたしました。

次に、高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

資料⑤条例その他の89ページをお開きいただきたいと思ひます。あわせて、先ほどの参考資料の4、高知県高校生修学支援基金条例一部改正の概要をごらんいただきたいと思ひます。参考資料4に沿って、まず高知県高校生修学支援基金について御説明いたします。

この基金は、平成21年当時の経済、雇用状況の悪化を受け、経済的理由により高校生等が学業を断念することがないように、国の臨時特例交付金を受け入れ、平成21年度から平成23年度までの期間を予定として設置しましたもので、私立高校生の授業料減免と国公立の高校生等への奨学金貸与の事業に充当しています。今回の条例改正の背景としまして2点ございます。

まず、1点目は高校生修学支援基金の延長に伴う復興関連予算についての措置でございます。平成23年度に、国は当時の経済状況等から、平成24年度以降も経済的理由にかかわらず私立高校生等が学業を継続できるよう引き続き支援するため、基金をさらに3年間延長するため、平成23年度第3次補正予算により延長に係る経費を追加交付いたしました。県はこの交付を受け、基金を3年間延長し、交付要綱に基づき適正に執行してまいりましたが、国の平成23年度第3次補正予算による交付金は復興関連予算で造成されたものであったため、国から復興関連予算の使途の厳格化に伴う返還要請を受け、平成25年度の執行額確定後、執行残額1,700万円程度を返還することとなりました。

2点目は、高校生修学支援基金特例時措置事業についてのものです。国は税制改正による平成24年7月からの高等学校等就学支援金の加算基準の変更に伴い、1年限りの措置として、交付金の中に特例措置事業を設けました。県はこの交付金を基金に受け入れ、市町

村民税所得割額が5万1,300円未満であって、1.5倍加算を受けられないものに1.5倍加算相当の授業料減免を行う学校法人に対する補助事業を実施し、平成25年6月に事業を終了しましたので、ことしの7月ごろに残額を国に返還することとなっております。今回の改正は、これらの残額を基金の事業終期である平成26年度末を待たずに返還する必要があるため、基金を解散する前に基金の一部を国庫に返還できることとするような必要な改正をしようとするものでございます。

最後に、永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案でございます。資料⑤条例その他の208ページと、参考資料の1をお開きいただきたいと思っております。

この議案は12月議会において提案を予定していたものでございますが、共同企業体の代表構成員が破産手続開始の申し立ての準備に入ったことにより、共同企業体から契約辞退届が提出されたため、議案の提出を取りやめ、改めて入札を行いましたところ、日東・昭栄・濱田特定建設工事共同企業体が落札者となったものでございます。契約金額は5億3,427万6,000円で、今回御審議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** 私立学校の授業料の免除制度なんですけれども、実施されていない高等学校もありますか。

◎**高橋私学・大学支援課長** 今年度から法人の負担がない、高等学校については10分の10の県の補助になりましたので、実施のところがふえましたけれども、現在1法人、高校のみまだ実施されてない状況でございます。

◎**塚地委員** 生徒にとっては大変ありがたい制度なので、ぜひ実施の方向をとというふうに思ってますけど、この間何かそういうアプローチみたいなこともしてくださってます。

◎**高橋私学・大学支援課長** 高等学校に定期的に私ども職員が伺って、いろんなことで話をさせていただく機会ございます。そういった機会を捉えて、常に、特に25年度については10分の10に新しくなりましたという周知を図りながら、ぜひ高校生のために実施をお願いしたいと働きかけはずっとしてきておりますけれども、まだちょっと事情があって実施に至っておりませんが、今後もそういった訪問した機会などで、実施について強くお願いしていきたいと考えております。

◎**塚地委員** 当然、生徒が受けることのできる権利を学校側の考え方でそれが受けられないっていうのは権利侵害の一つにもなるかと思うので、実施の方向で、学校側に負担がかかるなら、問題はあろうかと思うんですけど、ぜひ要請を強めていただいて、実現の方向へ導いていただきたいと思っております。

◎**高橋私学・大学支援課長** 今回のこの事業については補助事業でございますので、法人

に事務をやっていただいて、それに対して県が経費としては10分の10の補助をするという仕組みになっておりますので、法人側のいろんな事情等もあるとは思いますが、経済的な負担がなくてという制度にしておりますので、実現をしていただくように今後とも話を続けていきたいと思っております。

◎明神委員 毎年、この私立学校の補助金の増額の要望は来るけども、高知県の補助率は四国の他3県と比較してどのような状態ですか。

◎高橋私学・大学支援課長 25年度の時点のその運営費補助金ですけれども、運営経費補助金単独で全国で比較いたしますと、高知県は全国で26位で、全国平均並みということになります。県で教育力強化推進事業を実施しております。高等学校と中学校であれば900万円というようなものは県単で追加でやっておりますので、その教育力強化を追加した場合には全国で19位ということで、全国平均を上回るような状況になります。そういった中で、高知県が教育力強化を加えた場合に19位、徳島県が22位と、愛媛県が39位、香川県が27位ということで、高知県が四国の中では最も上位に位置するということになっております。

◎金子委員 この私立学校の耐震促進化事業の補助金ですけれども、先ほど課長からI s値0.3未満というふうにお聞きしたんですけど、それはそういうことでよろしいですか。

◎高橋私学・大学支援課長 これは国の補助制度でございますけれども、I s値0.3未満の建物は2分の1の補助になります。それよりも上の場合、I s値0.7未満で補助率が3分の1になるというのが国の制度でございます。

◎金子委員 国交省のこの通達事項かどうかわかりませんが、基準では0.5以上上回っておると倒壊の危険性は極めて少ないと、したがって0.5以下の分については耐震補強を進めなさいという通達があると思うんですけど、これが全体の行政機関の建物の基準と考え方を合わせておいたほうが良いと思うんですけど、その辺どんなんですか。

◎高橋私学・大学支援課長 国の制度でI s値0.7未満が補助の対象になって3分の1の補助で、うち、より倒壊の危険の高い0.3未満になれば、その補助率が上がって2分の1ということでやられておまして、県もこの国の補助の基準に合わせて補助をしているということでございます。

◎塚地委員 今度、授業料の関係の無償化が一応所得制限が入る形になって、それで結局全員から前年度の所得証明を受けて、学校がそれを精査するという形になるんですかね。

◎高橋私学・大学支援課長 前年度といたしますか、入学の時点での所得証明を提出いただいて、910万円未満かどうかという確認をいたします。加算については入学のときには前々年度で確認いたしまして、7月には前年の所得で加算に該当するかどうかの確認をいたします。そういった書類の提出がない方については確認ができないということで、修学支援金の対象にはできない制度に今回なっております。



◎塚地委員 県立学校のほうも、その事務処理が結構煩雑になってくると、それと困難な家庭ほど、そういう申請がなかなか難しいというようなことがあって、学校現場では丁寧な対応が必要になるかなあとということになってるんですけど、そういう部分でいうと、その事務が煩雑になることに対する一定の人件費見合いのものが国から来ているような状況ではないんですかね。

◎高橋私学・大学支援課長 国から高等学校に対してその事務をするための経費としては出てきております。それで、今回一定作業がふえるということで、その分経費が少し前年度よりはふえるというふうな状況になっております。

◎塚地委員 それは全部の私立学校に何かの形、運営費の中に盛り込まれた形で入っているということですか。

◎高橋私学・大学支援課長 先ほど、予算の中で説明をさせていただきましたけれども、私立高等学校等就学支援金事務委託料というものがございまして、これがそういった生徒さんとのやりとりとかいったもので、私立学校の設置者にこれで経費をお出しするという形になっております。

◎塚地委員 じゃあ、現場ではそれを活用していただいて、そういう事務的な人たちを任用していただくなり使っていただけるお金はあるということですね。

◎高橋私学・大学支援課長 はい、高等学校の事務としては、そういった経費が国から出ているということと、それから私立学校につきましては、これまでも就学支援金という制度がございました。公立の高等学校の場合は授業料無償ということでございまして、余りそういうやりとりがなかったんですけれども、私立の場合はもう既に就学支援金という制度でやっておりましたので、かなり高等学校のほうにも今までのノウハウもございまして、新しい制度も実施できるのではないかと考えております。

◎塚地委員 公立大学のほうですが、新しい形になりつつあって、今、受験生募集かに回ってくださってると思うんですけども、とりわけ夜間の30人枠についての募集を相当積極的にやってくれるのかなと思っておりますが、今どんな動きになってますか。

◎高橋私学・大学支援課長 現在、大学の中で最終的な調整をしているところでございまして、最終的には5月中ぐらいに確定をして、理事会で決めて、今の予定では7月上旬に、募集要項のようなものを公開する予定でございまして。その前段に国に届け出をするということになりますので、今その最後の準備をしております、4月から6月ぐらいの間に届け出をして、7月上旬に中身を確定して、公開をして、高校に対して募集のPRをしていくということでございまして、30名の夜間コースですとか、それから入試のあり方とか、そういったものはもう中で大体固まってきている状況で、公開については、この7月ぐらいからという予定にはなっております。

◎塚地委員 オープンまでに時間がないので、もう受験生の腹構えとしたら、既にいろいろ

ろリサーチしながらやっている状況で、スピードが求められると思うので、そこは大学側も頑張っていたかんといかんと思いますけれども、ぜひ私学・大学支援課も大いにその対応を進めていただくようお願いしておきます。

◎高橋私学・大学支援課長 県といたしましても、大学とその辺は連携とりながらPRしていきたいと思います。

◎土森委員 今回の就学支援交付金、910万円以上の世帯はもう対象にならんと。910万円以上という所得の世帯は余らないと思うが、ほとんどの生徒が交付金の対象になるのか。

◎高橋私学・大学支援課長 910万円以上の生徒というのは、国から示された数字で私立学校についてはありますが、266人程度、13.2%の方がいわゆる今回対象外になるような状況でございます。

◎土森委員 これはもういい制度でね、高知県は所得が低いですから、学校側としても徹底して周知をしていくことが大事だと思いますが。

◎高橋私学・大学支援課長 本当に今回、公私間格差の是正ですとか、それから低所得者の方に非常に支援が充実しているということで、非常に私立学校としてはありがたい制度でございますので、ぜひそういう皆さんに支援が行き届くように、県と学校がPRに努めて、きちんと、そういうふうな効果が出るようにしたいと思います。

◎浜田委員長 ほかにございませんか。

(な し)

◎浜田委員長 なければ、以上で私学・大学支援課を終わります。

#### 〈人権課〉

◎浜田委員長 次に、人権課の説明を求めます。

◎永吉人権課長 人権課でございます。よろしくお願いたします。

人権課の平成26年度当初予算議案、平成25年度補正予算議案及び高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

まず、資料No.②の議案説明書（当初予算）の226ページをお開きください。

平成26年度歳入予算案につきましては、使用料及び手数料の人権啓発センター使用料は、県立人権啓発センターの6階ホールの使用料と目的外使用許可に係るものでございます。

国庫支出金の人権費補助金とその下段の人権費委託金につきましては、歳出におきまして御説明いたしますので、省略させていただきます。

財産収入の人権啓発センター土地貸付料はセンターの建物のうち1階から3階までは社会福祉法人高知県社会福祉協議会の所有、4階から6階までは県の所有と区分所有になっておりますが、土地は県の所有ですので、県社協から占有割合により土地貸付料を収納しているものでございます。

人権課全体の歳入予算計上額は2億8,078万2,000円で、対前年比33.5%、7,049万1,000円の増となっております。

次に、平成26年度歳出予算案につきましては、228ページをお開きください。

5目人権費の主なものについて御説明いたします。

まず、人権企画費は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進していくための総合調整などを行うための経費でございます。人権尊重の社会づくり協議会委員報酬は、高知県人権尊重の社会づくり条例に基づいて設置しております協議会の委員19人分の報酬でございます。

次の人権啓発事業費のうち人権啓発活動市町村委託料は、県が国から受託した人権啓発活動地方委託事業を市町村に再委託するもので、人権に関する講演会の開催や子供たちが花を育てる人権の花運動などが主なものでございます。次の人権啓発研修事業委託料は、公益財団法人高知県人権啓発センターに人権問題に関する啓発、研修等の事業を委託して、県民の人権意識の高揚を図ろうとするものでございます。具体的には、じんけんふれあいフェスタの啓発事業や新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した県民啓発や研修講師の派遣などが主なものでございます。

229ページに移りまして、人権啓発センター管理運営委託料は、県立人権啓発センター施設の管理運営を指定管理者に委託するものでございます。修繕負担金は、県立人権啓発センター施設の電気設備の老朽化に伴い高圧ケーブルの取りかえを行うもので、建物の県社協との区分所有の割合に基づく県負担分でございます。人権擁護啓発事業費補助金は、県内の人権擁護委員で組織されている高知県人権擁護委員連合会が実施する人権擁護啓発事業に対して助成を行うものでございます。

次の隣保館運営支援等事業費の隣保館職員等研修委託料は、各種相談業務や人権課題の解決に直接携わる隣保館職員等の資質向上を目的とした研修委託料でございます。全国隣保館連絡協議会等負担金は、全国31府県が費用負担している同協議会が実施する研修に要する費用の負担金と四国隣保館連絡協議会が実施する研修に要する費用の負担金でございます。隣保館運営支援事業費補助金は、中核市である高知市を除く20市町村が設置する35館の隣保館の運営に要する経費の補助をするものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。隣保館施設整備事業費補助金は、室戸市ほか3市町が隣保館の耐震工事等を施工する経費に対して補助するもので、負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。

以上、人権課全体の歳出予算計上額は5億5,284万3,000円で、対前年比23.7%、1億607万9,000円の増となっております。

続きまして、平成25年度2月補正予算案について御説明いたします。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の110ページをお開きください。

人権啓発事業費の人権啓発活動市町村委託料は、国の委託料の減に伴い減額補正をするものでございます。次の人権啓発研修事業委託料も、国の委託料の減に伴い減額補正をするものでございます。

隣保館運営支援等事業費の隣保館運営支援事業費補助金は、補助対象の隣保館職員の人員変動等により当初の見込みを下回ることになったため減額補正をするものでございます。国庫支出金精算返納金は、平成24年度の地方改善事業費、隣保館運営費等補助金の精算について国が翌年度に確定いたしますことから、確定に伴い、国に精算返納するため増額補正するものでございます。例年、翌年度に国の補助金が確定されますことから、2月補正にて対応いたしております。

次に、条例その他議案の御説明をいたします。

資料No.⑥議案説明書（条例その他）の9ページをお開きください。

一番下の段の高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。消費税法の一部改正等を考慮し、県立人権啓発センターのホールの使用料の額に、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう、必要な改正をするものでございます。現行では5%の税込み価格の上限を条例で定めておりますが、税抜きの本体価格の上限を条例で定めることとし、将来の消費税及び地方消費税の税率変更に対応することができるように、全庁統一の計算方法を用いまして改正するものでございます。

なお、使用料そのものは規則で定めることとされ、現在は条例にあります上限の額を使用料として定めております。

以上で人権課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎浜田委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 隣保館の運営についてなんですけれども、先ほど20市町村、35館というお話がありましたが、その職員の数は。

◎永吉人権課長 隣保館、館長が32名、指導職員14名、そのほか臨時職員等含めまして合計で73名ということになっております。

◎塚地委員 高知市は除かれてますよね。

◎永吉人権課長 はい、高知市を除いた数になっております。

◎塚地委員 その職員の採用のあり方なんですけど、32名の館長は基本的に各市町村の職員が当たるに形になってますか。

◎永吉人権課長 市町村の異動の中で市町村の職員が館長に就任されておまして、それからまたほかの部署にかわる形で館長についておられます。市町村が採用する、市町村の職員ということで勤務されております。

◎塚地委員 館長以外の指導員とか臨時職員の採用方法というのは各市町村でどんな状況

ですか。

◎永吉人権課長 指導職員は通常、指導職員という呼び方をしておりますが、一般の職員、いわゆる館長の下に当たる方、そういう方が異動でそこにつかれています。それから、臨時職員は通常の形でそれぞれの市町村が臨時職員を採用して、隣保館で勤務していただいているという形になっております。

◎塚地委員 県の臨時職員なんかもハローワークを通じての採用なんですけれども、そういうオープンな形での採用が広がっていると思いますが、それぞれのところでオープンな形での採用というような状況になっているかどうかということまでわかりますか。

◎永吉人権課長 そこは市町村の職員を採用にかかわるところですので、それぞれ市町村のお考えに基づいてやられておられると思います。詳しいところは承知しておりません。

◎塚地委員 臨時職員を広く、オープンな形で採用していただくという採用の原則みたいなものは当然あるかと思うので、広く多くの方に参加していただく隣保館活動ということを国のほうも言っていますので、ぜひそういう形を進めていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎金子委員 この隣保館の施設整備事業補助金の耐震補強です。35館県下にあるということで、高知市除いて。十分この建物は古くなっていると思うんですよ。これは全て対象になって、どれぐらいの期間が予定されているのか、あるいは今までに耐震補強が済んだ箇所があるのか、教えていただきたい。

◎永吉人権課長 全館調査を行っております、昭和56年の建築基準法改正以前のものを対象に、それぞれ市町村に照会も行ってあります。順次、耐震改修工事も行ってあります。それで、あと市町村の財政状況等もございますので、そういったところも話を進めながら、現在26年度には4館、その後、これからまた耐震の調査を行おうというところもございまして、その後順次やっていくように予定をしております。今のところ、27年度以降で3館計画をしております。それから、未定というところが8館ほどございまして、順次耐震の調査、それから改修工事、そういった検討を進めていくように予定をしております。

◎浜田委員長 ほかにございせんか。

(なし)

◎浜田委員長 なければ、人権課を終わります。

#### 〈情報政策課〉

◎浜田委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎岩崎情報政策課長 情報政策課です。よろしくお願ひいたします。

まず、情報政策課の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の資料の②当初予算の議案説明書231ページをお願ひいたします。

歳出でございますが、当初予算の総額は10億9,700万円余り、前年と比べまして1億2,700万円余りの減額となっております。減額の主な要因は、携帯電話の基地局整備に関連する補助金が8,000万円余りの減、財務会計システムの庁内クラウドへの移行が完了したことに合わせまして、実際に運用を行っております会計管理課にシステムの運用に係る予算を移管したことによりまして5,000万円余りの減となったことが主な要因でございます。

それでは、右端の説明欄で主な項目を御説明いたします。

まず、2の電子県庁推進費の2つ目でございます。電算処理委託料ですが、これは給与や人事など基幹となる業務の電算処理を行うシステムの運用保守に必要な経費でございます。次の県庁ネットワーク運用等委託料は、本庁や全ての出先機関が接続しております県庁ネットワークの運用保守や職員がネットワークシステムを効率的に利用できるようサポートするためのヘルプデスクの業務などを行うための経費でございます。その3つ下の庁内クラウド整備委託料は、平成23年11月に構築いたしました庁内クラウドサーバーを引き続き運用するための経費でございます。この庁内クラウドは、1台のサーバーで複数のシステムを同時に稼働できる仮想化技術を活用いたしまして、サーバーの台数を削減することにより経費節減を図ろうとするものでございます。平成26年2月末現在で106台のサーバーで運用されていた41のシステムが移行完了しております。26年度も引き続き移行を進めていきまして、最終的に約160台のサーバーで運用されていた約50のシステムが10台のサーバーで運用できるようになることとなりますので、機器経費で年間約1億円の削減ができる予定でございます。

次の232ページをお願いいたします。2つ目の地方公共団体情報システム機構負担金は、全国の都道府県などの地方公共団体が電算事務の共同処理や研修事業などを行うため、本年4月に設立予定の地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金でございます。この機構に関しましては、地方自治情報センターがこれまで担ってまいりましたL G W A Nや住基ネットの運用業務などに加えまして、平成28年から運用が開始されます番号制度に関連する業務などを担うことになっております。その2つ下の機器等維持管理費は、県庁ネットワークシステムなどの運用に必要な機器の使用料やネットワークの回線使用料、1人1台パソコンのリース料などでございます。次の事務費は、当課が入居しております電気ビル別館の賃借料、情報システムの調達に際し、外部の専門家から助言をいただくための調達支援アドバイザーに対する謝金、臨時職員の賃金、その他消耗品とか旅費などでございます。

次に、3の地域情報化推進費です。3つ目の公的個人認証サービス共通基盤運用事業費等負担金は、県民がインターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する公的個人認証サービスを円滑に運用していくためのシステムのセキュリティー対策の検討やヘルプ

デスクの設置などを全都道府県が共同で行うため、都道府県協議会に支払う負担金でございます。次の公的個人認証サービス運用交付金は、公的個人認証サービスに係るシステムの運用業務について全国の都道府県が4月に設立予定の地方公共団体情報システム機構に委任することとなりますので、均等割や人口割といった、これまでと同様のルールに基づきまして交付金を支払うものでございます。

次に4の情報基盤整備費です。1つ目の総合行政ネットワーク運営協議会負担金は、全国全ての地方公共団体や国のネットワークとも接続しております総合行政ネットワークの運営管理に要する経費を、全国の都道府県が市町村数割や職員数割といった一定のルールに基づいて負担するものでございます。次に、共聴施設デジタル化支援事業費補助金は、テレビの難視聴地域における共聴施設の新設や改修に要する経費のうち、国の補助対象とならない経費に対して県が補助するものでございます。26年度につきましては、地デジ対応は完了しているものの、共聴施設が老朽化しているため、その改修を行う予定の4市町、8地区に対する補助を予定しております。なお、地上デジタル放送への対応につきましては、対策が完了していないために暫定的に衛星対応で地上波を見られている世帯が11月末現在で残り6地区、12世帯となっております。26年度は暫定対策の最終年度となっておりますので、対策の完了に向けて、国や市町村とも協力して、確実に取り組んでまいりたいと考えております。次の移動通信用施設整備事業費補助金は、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する補助金でございます。事業費の3分の2を国から受け入れ、市町村へ交付するものです。本県の携帯電話のエリア人口カバー率、このカバー率は家屋のある場所での人口カバー率になりますけれど、25年度末での推計で99.6%となっております。来年度予算については希望のあった四万十町の3地区を予算計上したのですが、今後も引き続き市町村の意向を伺いながら、地域の実情に合った整備を支援していきたいと考えております。

次の233ページをお願いいたします。中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金は、全庁を挙げて取り組んでおります中山間対策の一環として、地域の拠点となる集落活動センターやシェアオフィスまで光ファイバー等による超高速ブロードバンドを整備しようとする市町村に対して、事業費の2分の1を補助するものでございます。平成26年度予算におきましては、集落活動センターが開設予定の地域のうち、超高速ブロードバンドが整備されていない1カ所への支援を予定しております。次の情報ハイウェイ運用費は、民間事業者が提供する情報通信サービスを高知県情報ハイウェイとして使用するための経費でございます。株式会社S T N e tと平成22年度から10年間の契約を締結しております。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、補正予算について御説明をいたします。

お手元の資料の④補正予算の議案説明書の112ページをお願いいたします。

補正額は9,400万円余りの減額となっております。右端の説明欄で主な項目を御説明いたします。

まず、1の電子県庁推進費の中の各経費につきましては、主として入札により事業費が減額となったものでございます。

次に、2の情報基盤整備費です。総合行政ネットワーク運営協議会負担金につきましては、毎年前年度の繰越金を翌年度に精算しております。この精算に伴って負担金が減額となるものです。次の共聴施設デジタル化支援事業費補助金は、主として工事の入札などによる事業費の減によって市町村への補助の減額を行うものでございます。次の移動通信用施設整備事業費補助金は、携帯のエリア整備に関しまして2地区において予定していた参画事業者が減となり、事業費が減額となったものでございます。次の中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金につきましては、今年度整備を希望する市町村がなかったことから減額となったものでございます。次の情報ハイウェイ運用費の減額につきましては、情報ハイウェイからインターネットに接続するためのサービス提供業務の入札による減でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。繰越額は6,400万円余りで、事業内容につきましては2つございます。一つは地デジの共聴施設の新設や老朽化改修を行う事業において、香美市2地区と安芸市2地区の計4地区分を繰り越すものでございます。施設繰越予定額は670万円余りとなっております。設置場所の調査やその後の用地交渉などに時間を要したため、年度内に工事が完了しない見込みとなったものです。なお、この4地区のうち老朽化改修の3地区は、今でも地デジが見えております。また、新設の1地区は、国の暫定対策である衛星放送でテレビの視聴がなされております。2つ目は携帯電話の基地局整備のための補助金です。携帯電話の基地局までの伝送路の整備に必要な用地の交渉に時間を要したことなどにより、整備が年度内に完了しない見込みとなったものでございます。室戸市で1地区、四万十市で2地区、黒潮町で2地区の計5地区で繰り越しとなっております。繰越予定額は5,800万円余りとなっております。2つの事業とも、繰り越し後、できるだけ速やかに工事が完了するよう進捗管理を行ってまいります。

以上、情報政策課の説明でございます。よろしくお願いいたします。

◎浜田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 特になければ、質疑を終わります。

以上で文化生活部の議案関連を終わりました。

#### 《報告事項》

◎浜田委員長 次に、文化生活部より高知県人権施策基本方針（第1次改定版）について



の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

◎永吉人権課長 それでは、高知県人権施策基本方針第1次改訂版につきまして御報告いたします。

別とじの報告事項の資料、人権課の赤いラベルのところをごらんください。資料1としましてポンチ絵による1枚紙の高知県人権施策基本方針第1次改訂版と、資料2としまして高知県人権施策基本方針の本体をつけてございます。

この人権施策基本方針の改訂につきましては、昨年9月議会の当委員会に素案を御報告させていただきました。その後、有識者などから成ります人権尊重の社会づくり協議会での議論やパブリックコメント、庁内調整を経まして、人権施策基本方針の改訂版を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

資料1のポンチ絵の左端の欄をごらんください。

今回の基本方針では、下段の基本理念にありますように、真に人権が尊重される明るい社会づくりを目指し、全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりをキーワードに、現状に即した基本的な施策を盛り込んだ、より実践的な基本方針とするよう見直しを行いました。

今回の改定のポイントの1点目は、新たな人権課題の追加でございます。資料1のポンチ絵の左側に個別の人権課題を記載しております。基本方針では、県民にかかわりが深く、身近な人権課題として1の同和問題から、7の外国人までの7つの人権課題を掲げておりましたが、今回「新」の表示をしておりますように、誰もが犯罪被害者となり、二次的な被害を受けるおそれのあることから、犯罪被害者等、またインターネットの普及に伴う匿名性を悪用した誹謗中傷や差別的な書き込みなど、さまざまな問題が発生しているインターネットによる人権侵害、さらに近い将来発生が予想される南海トラフ地震や台風襲来時等における二次的被害を軽減するための取り組みが求められる災害と人権の3課題を新たに追加いたしました。

2点目としましては、達成目標の設定と進捗管理の実施でございます。これにつきましては、資料2の基本方針の第6章、施策の展開の92ページから133ページをごらんください。素案段階ではお示しはできませんでしたが、各人権課題に関係する庁内28課の延べ377の取り組みについて、5年後の平成30年度の目指すべき姿と取り組み内容を掲載しております。今後は、これらの取り組みにつきましてPDCAサイクルによる毎年度の進捗管理を行い、基本方針をより実効性の高いものにするとともに、その検証結果などを毎年度、人権課のホームページで公表してまいります。

基本方針のその他の部分につきましては、素案から大きな変更はありませんので、細かい説明は省略させていただきます。

なお、最後の参考料では、用語解説や関係法令などのほか、新たな試みとしまして、

155ページから課題別で整理しました人権関係年表や、184ページから県民にできるだけ人権に親しんでいただくことを目的として人権カレンダーを載せております。

最後に、201ページから人権に関する相談窓口一覧表としまして、相談窓口を網羅して掲載し、県民の皆様が適切な相談窓口を探しやすいように工夫しております。

以上で人権課の報告を終わります。よろしくお願いたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**塚地委員** この資料の中の19ページのところで、前回にも指摘をさせていただきましたし、12月議会でも言って、議論もさせていただきましたが、やっぱりこれを見ると、差別的な事例と人権侵害の事例の受け付け状況が格段に少なくなっていて、例えば就職差別ですとか結婚差別ですとかいう同和問題での差別の実態は、今高知県がこの問題を人権課題の1番に掲げなくてはならない実態の数字とは全く読み取れないものだというふうに私たちは思っておりますので、この議論は平行線になるのであれなんですけれども、そういう意識を持っている県民が多数いるということはぜひ理解をしていただいております、特に学校教育の中であえて同和問題を線引きがなくなった中で教え込むことについては、保護者の間からも随分とやっぱり意見がございまして、ぜひ教育委員会にもそういう声も伝えていただいて、私はその見直しは図るべきだというふうに思っておりますので、それは意見として申し上げておきたいと思っております。

◎**浜田委員長** ほかにございせんか。

(なし)

◎**浜田委員長** なければ、以上で人権課の報告事項を終わります。

以上で文化生活部を終わります。

### 《公営企業局》

◎**浜田委員長** 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。なお局長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎**岡林公営企業局長** それでは、総括説明をさせていただきます。

今回、公営企業局の議案は、電気、工業用水道、そして病院事業会計、それぞれの当初予算が3件、そして電気と病院事業会計の補正予算が2件、その他議案が1件、そのほか報告事項の2件でございます。

まず、当初予算の議案につきまして、お手元の危機管理文化厚生委員会資料の青色のラベル、公営企業局をお願いいたします。

それぞれの事業の予算や経営状況の詳細につきましては、後ほど各課長から御説明申し上げますので、私からは各事業における取り組みなどを中心に、その概要を説明させていただきます。

それでは、1 ページをお願いいたします。

電気事業です。電気事業では、電力の安定供給を通じまして、県民生活の向上や県経済の発展に貢献すべく、水力発電所と風力発電所をそれぞれ3カ所で経営しており、四国電力への売電収入をもって経費を賄っております。

一番上に表がございますが、収益的予算の収入の見積額19億200万円余りと、前年度に比べ5億600万円余り増加しております。これは売電料金が大きく変化したものではなく、平成26年度予算から適用されます新たな公営企業会計基準への移行に伴い、引当金が減額されたことから、その要件を満たさなくなる修繕準備引当金を取り崩し、特別利益として戻し入れることが主たる要因で、対前年度比で大きく増加するものです。

収益的予算の支出の見積額21億4,800万円余りで、前年度より8億2,100万円余り増加しております。これも主に、新会計基準に対応した退職給付引当金や特別修繕引当金などの引当金の不足額を一括して特別損失に計上したため、対前年度比で大きく増加するものです。

その結果、収入から支出を差し引きました当年度収入は2億4,600万円余りの損失となる見込みです。これらは事業の経営そのものに起因するものではなく、新たな会計基準により経理処理が大きく見直されたことに伴う一過性のものがございます。

資本的予算の支出の見積額は7億3,200万円余りで、前年度より2億1,700万円余り増加しております。これは主に、杉田発電所において大規模な設備の取りかえ工事を実施することによるものです。

以下、括弧書きの項目ごとに説明をいたします。

水力発電につきましては、本年度が四国電力に供給する平成26年度と27年度、この2カ年度の電力料金について改定を行う年度となっており、同じく電気事業を行っております愛媛県、徳島県と連携し、一体となって四国電力と交渉を進めてきた結果、引き続き健全な経営を確保できる水準での妥結に至ることができました。料金改定の詳細な内容につきましては、後ほど電気工水課から報告をさせていただきます。

次の風力発電につきましては、京都府で発電機の落下事故があった風車と本県の大豊発電所の風車が同型機ですので、安全性を確認するための詳細な検査を行うこととしております。

一番下の再生可能エネルギーの推進につきましては、土佐町での小水力発電所の建設に向けた作業を本格化させます。平成25年度予算で現在実施設計を進めており、許認可等の手続を行った後、平成27年度から建設に着手し、平成30年度の営業運転開始を目指して取り組んでいきます。その他、再生可能エネルギーの利活用を促進するため、市町村への補助金、新エネルギー推進のための調査活動及び普及・啓発を図る地域交流推進事業を引き続き行ってまいります。

次に、2ページお願いいたします。

工業用水道事業です。工業用水道事業では、産業基盤の一つである、低廉、豊富な工業用水を安定的に供給することを通じて経済の発展に貢献すべく、鏡川と香南の2つの工業用水道事業を経営しております。

収益的予算の収入の見積額3億4,900万円余りで、前年度より1億7,900万円余り増加しております。これも主に新会計基準移行に伴うもので、減価償却の考え方の見直しにより、これまでの補助金等により取得した資産について、その補助金等の割合分に見合う減価償却を長期前受金戻入として収益化したことや、電気事業と同様に、引当金の要件に当てはまらなくなりました修繕準備引当金を特別利益として戻し入れることにより、対前年度で大きく増加するものです。

収益的予算の支出の見積額2億8,500万円余りで、前年度より1億2,100万円余り増加しております。新会計基準による退職給付引当金の一括計上に加え、さきの12月議会で議決いただきました新会計制度に対応するための財政健全化策によりまして、香南工業用水道事業における建設仮勘定を精算し、減価償却費など所要の経費を計上したことによるものです。

その結果、収入から支出を差し引いた当年度収支は6,300万円余りの利益となる見込みです。

資本的予算の収入の見積額はゼロ、支出の見積額は6,400万円余りで、いずれも前年度より2億8,000万円余り減少しております。これは、先ほど申し上げました財政健全化策により平成25年度中に香南工業用水道事業と中筋川ダム関連工業用水道事業に係る企業債を全額繰上償還した上、中筋川ダム関連工業用水道事業については一般会計に移管いたしますので、これらの事業に係る借入金収入や償還金支出が不用となることによるものです。

南海トラフ地震対策といたしまして、鏡川工業用水道の施設のうち、高知市の孕に設置しております水管橋の耐震診断を行いますとともに、平成24年度の耐震診断の結果によりまして対策が必要と判断しました送水場の地下水槽について耐震補強の設計を行うこととしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

病院事業です。

まず、整備を進めておりましたあき総合病院につきましては、この4月1日から新病院での診療を開始する運びとなりました。県東部地域の中核病院として、入院や手術などの急性期医療の中心的な役割を果たしてまいります。医師の確保につきましては、計画しておりました医師数にはまだ達してないものの、新病院の機能を発揮するために必要な診療体制は、高知大学医学部を初めとする関係者の皆様からの御支援と御協力により、おおむ

ね整えることができております。引き続き、関係者の皆様の御協力をいただきながら、医師の確保など診療体制の充実に取り組んでまいります。

それでは、当初予算の説明をさせていただきます。

収益的予算の総収益134億2,300万円余りと、前年度に比べて14億3,300万円余り増加しております。これは表の欄外の2つ目の米印に記載しておりますが、あき総合病院の体制の充実による医業収益の増などを見込んでいるものでございます。

収益的予算の総費用の見積額は194億2,400万円余りと、前年度に比べ62億1,000万円余り大幅に増加しております。これも表の欄外下に費用として記載しておりますが、新会計基準への移行処理に伴う退職給付引当金を一括して計上することや旧安芸病院の一般病棟等の解体に伴う除却費といった特別損失が前年と比べ大きく増加することによるものです。

その結果、総収益から総費用を差し引きました当年度損益は、およそ60億円余りの損失となりますが、これは先ほどの新会計基準への移行処理や病院建てかえによる旧施設の除却費といった一時的な費用である特別損失の費用が主たる要因であります。

なお、収益的予算の表の一番下、収益的資金収支欄の金額をごらんください。先ほど平成26年度の当年度損益が60億円余りの損失と申し上げましたが、現金の支出を伴わない減価償却費や資産減耗費等を除きました、いわゆる現金ベースの収支であります収益的資金収支は病院事業全体で1億3,800万円余りの資金余裕となり、資金的な不足は生じない見込みでございます。

次に、資本的予算の支出の見積もりが18億5,300万円余りと、前年度に比べ60億円余り減少しております。これはあき総合病院の建設工事や医療機器の整備が本年度で一段落することによるものです。

最後に、南海トラフ地震対策です。あき総合病院と幡多けんみん病院では、災害拠点病院でもありますことから、患者さんや医療救護活動を行う職員のための災害の備蓄食料を現在の3日間から7日分に充実させることや非常用発電設備の稼働時間を延長させるための燃料タンクの増設など、医療救護体制への整備を早急に進めていくこととしております。

当初予算の関係は以上でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

補正予算です。電気事業会計と病院事業会計で、この4月からの消費税の引き上げに対応するため、財務会計システムの賃借料に係る債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

4ページに戻っていただきまして、病院事業会計で一部の遊休資産を売却することができましたことから、売却による雑収入を計上するとともに、一般会計からの借入金を減額

する補正予算をお願いするものでございます。

次に、その他議案といたしまして、中筋川ダム関連の工業用水道事業を一般会計へ移管することに伴います平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案を提案しております。

最後に、報告事項といたしまして、電気事業会計のほうでは、平成26、27年度電力料金の改定について、そして病院事業会計では、平成26年度から28年度までの3カ年を期間として策定しました高知県立病院第5期経営健全化計画について御報告をさせていただくこととしております。

詳細につきましては、引き続き担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

◎**浜田委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈電気工水課〉

◎**浜田委員長** まず初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎**畠中電気工水課長** 電気工水課でございます。よろしくお願いいたします。

当課からの提出議案でございますが、平成26年度当初予算、平成25年度補正予算、そして平成25年度の工業用水道事業会計におけます資本剰余金の処分議案となっております。

最初に、電気事業と工業用水道事業の平成26年度当初予算につきまして御説明いたします。

資料No.①平成26年2月高知県議会定例会議案（当初予算）の42ページをお願いいたします。

第20号議案電気事業会計予算でございます。

永瀬、吉野、杉田の3カ所の水力発電所、野市、甫喜ヶ峰、大豊の3カ所の風力発電所の事業に係ります収入、支出など、電気事業の経営に関する事項を示しております。

第1条総則から第8条棚卸資産購入限度額までの全8条で、第2条業務の予定量は供給電力量を規定しております。水力発電所の供給電力量は1億6,668万キロワットアワー余り、風力発電所の供給電力量は390万キロワットアワー余りを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど議案説明書で説明させていただきます。

なお、第4条資本的収入及び支出予算におきまして、支出額に対して収入額が不足する額につきましては、記載のとおり、積立金などで補填する予定としております。

第5条債務負担行為につきましては、水力発電所の設置運用に伴います物部川流域への漁業補償が5年ごとの改定時期を迎えておりますので、引き続き平成30年度までの5年間に負担する限度額を定めております。

第6条は流用できる経費といたしまして、営業費用と財務費用と営業外費用との間の流

用を、また第7条は流用できない経費といたしまして、職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用禁止をそれぞれ規定しております。

第8条でございますが、棚卸資産の購入限度額を定めております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

第21号議案工業用水道事業会計につきまして御説明いたします。

鏡川工業用水道と香南工業用水道の事業に係ります収入、支出など、工業用水道事業の経営に関する事項を示しております。

第1条総則から第7条棚卸資産購入限度額までの全7条で、第2条業務の予定量は給水量などを規定しております。鏡川工業用水道では、高知市内のユーザー53社に年間917万立方メートル余り、香南工業用水道事業では、香南市内のユーザー1社に年間34万立方メートル余りを供給する予定としております。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的支出につきましては、後ほど議案説明書で説明をさせていただきます。第4条資本的支出に対する収入不足額は積立金などで補填する予定としております。

第5条でございますが、流用できる経費といたしまして、営業費用と営業外費用との間の流用を、また第6条は流用できない経費といたしまして、職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用禁止をそれぞれ規定しております。

第7条は棚卸資産の購入限度額を定めております。

続きまして、電気事業会計の第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の主な項目について御説明いたします。

資料No.②の議案説明書でございますが、834ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収入及び支出でございますが、水力発電、風力発電の経営活動に係ります収支予算となっております。収入の総額は、一番上の第1款電気事業収益の予定額の欄に記載しておりますとおり、総額で19億222万円余りを予定しております。

内訳といたしまして、第1項営業収益は、主に四国電力からの売電料金収入でございます。水力電力料が13億2,843万円余り、風力電力料が7,810万円余りとなっております。

第2項財務収益は、地方債や定期預金などの利息収入でございます。

なお、保有しております四国電力株の配当金につきましては、現在の同社の厳しい経営環境を考慮いたしまして、昨年度と同様に計上をしております。

第3項営業外収益は、附帯して経営しております有料駐車場の駐車場収益、児童手当の一部を一般会計から受け入れます他会計負担金、そして新しい会計制度で長期前受金へ振りかえられました補助金等を減価償却に合わせまして順次収益化する長期前受金戻入でございます。

第4項特別利益のその他特別利益でございますが、新会計制度で不用となりました修繕

準備引当金の戻し入れ、風力発電設備が落雷被害を受けた場合に支払われる災害共済金の受け入れを予定しております。

続きまして、835ページをお願いいたします。

支出でございますが、総額は第1款電気事業費用のとおり21億4,864万円余りを予定しております。

内訳といたしまして、第1項営業費用の水力発電費は、各発電施設の修繕費、特別修繕引当金繰入額、減価償却費、また発電管理事務所や総合制御所におけます人件費などがございます。特別修繕引当金繰入額につきましては、新会計制度の導入に当たりまして、水車発電機の定期的なオーバーホール工事に係る費用を各年度で均等に負担するよう義務づけまして、所要額を各年度の費用として計上するものでございます。

836ページをお願いいたします。

新会計制度によりまして賞与引当金の繰り入れや、そのほかには漁業補償費、発電施設所在市町村への交付金、水利使用料、永瀬ダムの管理費の分担金などの経費を計上しております。

837ページの最後から838ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、本局におけます人件費や雑費といたしまして、物部川のダム周辺環境整備事業に対する交付金、水源の森整備事業費補助金などの経費を計上しております。

風力発電費は、発電施設の修繕費、市町村交付金、減価償却費などがございます。

840ページをお願いいたします。

第2項財務費用でございますが、企業債に対する支払い利息でございます。

第3項の営業外費用でございますが、出前授業やイベントなど地域交流事業に係る経費、駐車場の管理経費、消費税等でございます。

第4項特別損失では、平成26年4月1日からの新会計移行時に生じます退職給付引当金、特別修繕引当金などの引き当て不足額、合計で8億4,955万円余りを一括して、その他特別損失に計上しております。

以上の収支によりまして、平成26年度は2億4,642万円余りの損失を見込んでおります。

続きまして、842ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、施設の建設改良など、資産の増減に係る収支を計上しております。

収入の総額でございますが、5億702万円余りで、運用目的で購入しております地方債の償還金、工業用水道事業会計へ建設改良工事の財源として貸し付けております資金の償還金の受け入れを予定しております。



843ページをお願いいたします。

支出の総額でございますが、第1款資本的支出の予定額の欄に記載しておりますとおり、7億3,288万円余りを予定しております。

第1項建設改良費の内訳としまして、水力発電設備でございますが、各発電所の建物、機械装置などの建設や改良に要する費用でございます。主なものは、永瀬ダムにおけます共有設備の更新に係る分担金、杉田発電所におけます取水口制水門扉開閉装置などの取りかえ工事に係る費用でございます。

844ページをお願いいたします。

地域振興費でございますが、地域資源でございます再生可能エネルギーの利活用を通じて、産業振興や地域活性化に取り組む市町村などを助成するための経費でございます。

第2項企業債償還金は、企業債の償還元金でございます。

第3項投資その他資産には、電気事業会計資金を効率的に運用する目的で国債、地方債などを購入する費用を計上しております。

以上、電気事業でございます。

続きまして、工業用水道事業会計の第3条収益的収入及び支出、第4条資本的支出について御説明いたします。

同じ議案説明書の869ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入の総額でございますが、第1款工業用水道事業収益の予定額の欄に記載しておりますとおり、3億4,002万円余りを予定しております。

主なものといたしまして、第1項営業収益は、工業用水の給水収益など1億6,915万円余りで、このうち鏡川工業用水道の分が1億5,860万円余り、また香南工業用水道事業の分が1,033万円余りの料金収入を予定しております。

第2項営業外収益には、預金利息、駐車場収益、他会計負担金のほか、新会計制度に基づきまして長期前受け金戻し入れ9,626万円余りを計上しております。

870ページをお願いいたします。

第3項特別利益のその他特別利益では、電気事業と同様に、新会計制度で不用となりました修繕準備引当金7,676万円余りの戻し入れを予定しております。

871ページをお願いいたします。

支出の総額でございますが、2億8,593万円余りを予定しております。

内訳といたしまして、第1項営業費用の給水費は、総合制御所におけます人件費に加えまして、修繕費、水管橋の耐震診断の委託料、動力費など、給水施設の維持管理に要する経費を計上しております。

872ページをお願いいたします。

香南工業用水道事業についてでございますが、新会計制度に対応するために、現在一般

会計からの支援を受けまして、経営健全化に取り組んでおりますので、平成26年度当初には未稼働部分に係る建設仮勘定を本勘定に振りかえまして、原則としまして料金収入によって運営していく予定にしております。

873ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、本局におけます人件費に加えまして、雑費といたしまして工業用水道事業の利用拡大を図るための給水施設等への整備補助金などを計上しております。

873ページの一番下のところから874ページをお願いいたします。

第2項営業外費用でございますが、企業債などの支払い利息、駐車場事業の運営経費、消費税等でございます。

第3項の特別損失では、電気事業と同様に、平成26年4月1日からの新会計移行時に生じます退職給付引当金などの引き当て不足額、合計で2,412万円余りを一括してその他特別損失に計上しております。

以上の結果、収支といたしまして6,308万円余りの利益を見込んでおります。

続きまして、875ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明いたします。

支出の第1項建設改良費には、鏡川工業用水道事業におけます有形固定資産の改良工事に係る費用や鏡ダム共用設備の更新に係る負担金を計上しております。また、耐震診断の結果を受けまして、鏡川工業用水道送水ポンプ場の地下水槽で耐震補強工事を行うための実施設計に要する費用を計上しております。

第2項企業債償還金は、企業債の償還元金、また第3項借入金償還金は、電気事業会計への償還金でございます。

平成26年度当初予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明いたします。

資料No.④の395ページをお願いいたします。

電気事業会計の補正予算でございます。

契約期間が平成28年度までとなっております財務会計システムの賃借料につきまして、平成26年4月からの消費税率等の引き上げに伴う債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

平成25年度補正予算の説明は以上でございます。

最後でございますが、条例その他議案について御説明させていただきます。

資料No.⑤の平成26年2月高知県議会定例会議案条例その他の209ページをお願いいたします。

第98号議案平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案でござ

います。現在、工業用水道事業会計では、新会計制度に対応するために、さきの12月議会議定例会で議決いただきました経営健全化に向けた取り組みを進めているところでございますが、その中心となります中筋川ダム関連工業用水道事業の移管につきましては、国庫補助金と県補助金とを財源に取得いたしましたダム使用権を平成25年度末までに一般会計へ無償で譲渡するよう計画しております。これまでに補助金等を財源に取得いたしましたみなし所得に係る資産の譲渡によって損失が生じた場合、地方公営企業法に基づきまして資本剰余金を取り崩して直接補填することが可能でございましたが、新会計制度に関する法改正によりまして、平成24年度以降、資本剰余金の処分は全て条例または議会の議決を経て行うこととなっております。つきましては、ダム使用権を無償譲渡することによって生じます損失は、取得財源でございます補助金を源泉とする資本剰余金をもって直接補填し、本年度中に処理することが会計処理上適当と判断いたしましたので、事前に資本剰余金の処分に関する議決をお願いするものでございます。

条例その他の議案につきましてもの説明は以上でございます。

電気工水課は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**黒岩委員** 資料No.②の876ページの鏡川魚族放流事業負担金ですが、24年度と25年度の2年間で302万円、26年度は単年度で302万円になってるんですが、この金額の違いというのは。

◎**林公営企業局次長** 872ページにあります鏡川漁協への負担金の額は、ちょっと中身詳細を把握しておりませんが、放流事業の負担金だけではなくて、ほかの負担金もありますので、数字が若干違っているということ。

◎**黒岩委員** 単純に見れば、この24年度、25年度の2カ年で302万円が、26年度は1年で302万円ということになる。これがどういう理由なのか。その872ページの負担金はまた別の内容ですよ。876ページの負担金です。

◎**林公営企業局次長** ちょっと精査して、後で。

◎**浜田委員長** じゃあ、整理して、後で報告をいただくようにお願いいたします。

◎**黒岩委員** ちなみに、この負担金を出しているのは、県以外もありますよね。どういうところがどれだけの金額出すか、わかっていれば教えてもらいたいんですが。

◎**畠中電気工水課長** 高知市の水道局、それと四国電力が水力発電の関係で、我々と3者で負担しております。額につきましては、高知市の水道局が481万1,400円で、四国電力が206万9,100円ということです。

◎**上田委員** 部長から冒頭ありました風力発電で、京都と言いましたかね、あの落下事故。もう少し詳しくお願いします。

◎**畠中電気工水課長** 京都府の太鼓山というところに風力発電所がございます。5基設

置しております。昨年、そのうちの1基がタワーを破断いたしまして、落下した事故がございました。その発電機と大豊の発電機が同じ機種でございます。それで、その事故を受けまして、さまざまな点検等を自主的に行って、大豊については特に異常ないということで、これまで運転継続しております、京都府のほうの事故も調査委員会をつくりまして、先ごろその結果が公表されたわけなんですけども、タワーと発電機をつなぐところにボルトでとめてあるところがございますけども、その60本あるボルトのうち何本かが折れておったということがわかってまいりまして、そうすると非常にそのタワーに負担がかかることが原因ということが先ごろ発表されまして、来年度につきましては超音波を使いまして、そのタワーの健全性を確認する予算を計上させていただいております。

◎上田委員 それで、野市とか甫喜ヶ峰の分はもう全然別の機種というか、心配ないんですかね。

◎畠中電気工水課長 野市、大豊、甫喜ヶ峰の3カ所とも、機种的には全く別のものがございますので、同じような心配はないかと思っております。

◎上田委員 それで、以前よく落雷の事故が多発しましたよね、最近はないんですか。

◎畠中電気工水課長 以前は、羽根に直撃の雷を受けて折れてしまう事故もございました、順次対策を進めてまいりまして、最近では大きい被害は受けておりません。

◎林公営企業局次長 先ほどの876ページの件でございますが、債務負担でお願いをする分は、25年度、26年度に分だと思えます。24年度の方は予算を別に計上してあります。単年度の方は3,020千円の数字で、単年度分の支払い額ということになっております。債務負担に関する記載の仕方でちょっと誤解を与えてしまったのかとは思いますが、単年度分は3,020千円で負担額ということになっております。

◎黒岩委員 これ、3カ所の金額が一定ですか、年度によって変わりますか。

◎林公営企業局次長 一回更新の交渉をして妥結した額については、その何年間かは同じ額で負担をするようになります。それで、終わった後にまた、その次の4年間を区切って額をまた交渉で決定をする形になります。

◎黒岩委員 これはどういう基準でこの金額が決まるんですか。

◎畠中電気工水課長 負担額そのものがまずあり、全体の5割を3者で均等割にし、そして残りの50%を水の利用状況によって案分することでやっております。

◎黒岩委員 決まった金額の50%をそれぞれが使用量によって負担するということですが、その決まった金額というのはどこからその金額が出てくるんですか。

◎畠中電気工水課長 鏡川の漁協から県のほうに、そういう魚族の繁殖の負担金をという要望がございまして、土木部を窓口にしまして、そこで一定金額を決めたものに、その後は物価指数でスライドをさせて、現在の額が決まっております。

◎黒岩委員 1,800万円ぐらいの半分を土木部と漁協の間で決めてるということですか。

◎**畠中電気工水課長** ちょっとお答えの仕方が悪かったんですけど、全体で約990万円です。その半分500万円弱を3者で割って、その後はその利水割ということで、全体では990万円ということをごさいます。それは当初に漁協と土木部を窓口にして協議した結果、決まった金額ということになっております。

◎**黒岩委員** 3年間は同じ金額になると。

◎**畠中電気工水課長** 一応4年ごとということをごさいますけども、次の改定まではこの同じ額ということをごさいます。

◎**土森委員** 鏡川漁協と市と県が入って交渉しよるがやろ。そこで積み上げたものが補償額になってくるわね。この協議をどこでどうしようかっていうことを聞きよんです。

◎**畠中電気工水課長** 窓口を土木部のほうで一本化して、協議していただいております。

◎**浜田委員長** ほかにございせんか。

(な し)

◎**浜田委員長** なければ、質疑を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開の目途を午後1時といたしますので、よろしく願いいたします。

(昼食のため休憩 11時54分～13時0分)

◎**浜田委員長** それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

#### 〈県立病院課〉

◎**浜田委員長** 午後は県立病院課から始めたいと思います。

◎**伊藤県立病院課長** 県立病院課でございまして。よろしくお願いをいたします。

当課からは、平成26年度当初予算議案と平成25年度の補正予算議案、2つをお願いしてございまして。

まず、当初予算のほうからでございまして、お手元に配付させていただいております危機管理文化厚生委員会資料、平成26年度定例会と書かれました、この資料でございまして、その公営企業局の青ラベルの中の県立病院課の赤のインデックスがございましてページをお願いいたします。

上のほうから、最初に業務の予定量というところで、1日の平均患者数を病院ごとに記載してございまして。まず、入院からでございまして、あき総合病院が218名、幡多けんみん病院が250人、括弧の中が昨年度の当初予算の人数となっております。外来につきましては、あき総合病院が1日当たり500人、幡多けんみん病院が536人というふうな形で見込んでおります。この見込み数をベースにしまして、後の収益でありますとか費用を積算しております。

その下の次の表でございますけれども、2番としまして収益的収入及び支出でございます。この表の右から3列目のところの病院事業の合計欄をごらんください。

まず、収益からでございますけれども、収益のうち医業収益につきましては、そこにありますような101億3,700万円余りとなっております。その内訳は下のほうにあります。入院収益が72億1,500万円余り、対前年度で比べますとプラス5億2,600万円、差し引きがその表の一番右の列でございます、プラスの5億2,600万円と。その下でございますが、外来収益につきましては、26億7,200万円余り、対前年度でいいますと1億3,300万円の増と。その他の医業収益、差額ベッド代等でございますが、これが2億4,900万円余りとなっております。増収を見込んでおります主な要因としましては、御案内のように、あき総合病院のフルオープンに伴いまして病棟が1つふえますことから、患者数の増を見込んでおるところでございます。

次に、その下にあります医業外収益でございます。30億900万円余りとなっております。このうち、その下の行でございますけれども、一般会計からの繰入金、これが25億3,100万円余りとなっております。この繰入金につきましては、政策医療でありますへき地医療でありますとか小児周産期医療、結核、精神科病棟の運営に要します経費など、地方公営企業法に基づきまして一般会計から基準として繰り入れておる金額でございます。また、その1つ下、その他の医業外収益としまして4億7,800万円余りでございますけれども、この内容につきましては、健康政策部からの補助金で、救急勤務医の手当でありますとか分娩手当などの補助金、あと厚労省からの補助金として感染症に係る医療施設運営費補助などなどがございます。

次に、その下に特別利益でございます。ここにつきましては、幡多けんみん病院に旧宿毛病院の解体費用に充てる企業債を1億9,000万円余りと、本庁分としまして、旧中央病院の五台山の下にありますけれども、吸江の看護師宿舎の解体費用に充てる企業債8,400万円余りを計上してるところでございます。

以上の収益の合計としまして、その下でございますけれども、134億2,300万円余りとなっております。

続きまして、その下、費用でございます。

まず、医業費用につきましては137億6,300万円余りと見込んでおります。前年度と比較しますと10億5,200万円余りの増になっております。医業費用のうち、給与費につきましては67億8,000万円余りとなっております。これもあき総合病院の開院に際しまして医師の増員でありますとか病棟が1つふえることに伴います体制整備のため、看護師であるとかコメディカルの増員を図りまして、2億4,900万円余りの増となっております。次に、その下でございます。材料費としまして24億8,700万円余りを計上しております。薬品費でありますとか診療材料費が主なものでございますけれども、平成25年度の

の当初と比べますと3,900万円余りの増となっております。これは収益のところでも説明申し上げましたとおり、入院、外来ともに収益の増を見込んでおりますことから、それに連動しまして材料費も少しふえる形になっております。その下に経費とありますが、経費としまして28億1,600万円余りを計上してございます。内容的には委託料でありますとか報償費、光熱水費といった生活費的なものでございます。前年度と比較しますと2億8,500万円ほどの増となっております。これも増の要因としましては、あき総合病院の患者数の増加に伴いまして、給食業務でありますとか検体業務委託料等の増加、あと幡多けんみん病院の非常用発電設備の保守点検費用などによるものでございます。次、その下でございます。減価償却費としまして13億8,100万円余りとなっております。これも対前年度でいいますと2億9,100万円余りの増となっております。これはあき総合病院のオープンに伴いまして今回導入しました機器でありますとか更新した医療機器等の減価償却が開始されることによる増でございます。その下に資産減耗費2億2,800万円余りでございます。これは医療機器などの廃棄に伴いまして、帳簿上の残存価格を費用化するものでございます。その下、研究研修費6,800万円余りにつきましては、さまざまな学会への出席経費でありますとか図書経費という内容になっております。

次に、医業外費用としまして4億4,800万円余りを計上しております。これは主に企業債の償還利息で、内訳はその下にほうに書いております。

なお、その下にあります長期前払い消費税償却とありますが、これは固定資産の取得に係ります消費税を20年間で償却をするものでございます。

次に、その下に特別損失としまして52億1,100万円余りを計上しております。前年度と比較しますと51億1,700万円余りと、非常に大きな増となっております。少し冒頭の局長の説明でも御説明しましたけども、主な要因としましては、まず1つ目として、あき総合病院の開院に伴いまして、今の建物、旧安芸、芸陽病院の施設、設備の除却費用、これが18億8,800万円余りでございます。それともう一点が地方公営企業会計制度の改正に伴いまして、退職給付金の引き当て、賞与引き当ての計上不足分、これが29億8,800万円余りでございます。これらを特別損失に計上したことによるものでございます。これら合わせますと48億7,600万円余りの増となっております。

次に、予備費につきましては、不測の事態に対応できますよう、本庁分に計上しております。

以上、費用の合計としまして194億2,400万円余りとなっております。前年度予算と比べますと62億1,000万円余りの増となっております。

その1つ下の行でございます。当年度損益のところでございますが、ただいま御説明をさせていただきました収益から費用を差し引きしました当年度損益は60億100万円余りの損失を見込んでおります。前年度と比較しますと47億7,600万円余り損失が増加しております。

すけども、これ先ほど申しましたように、一つは公営企業会計制度の改正による退職給付金等の増と、あとあき総合病院の開院に伴う除却費の増ということでございます。

次に、一番下の行でございます。収益資金過不足額でございますが、これは収益、費用のうち現金移動を伴わない減価償却費でありますとか資産減耗費、除却費用などを除きました現金ベースの金額でございます。これが1億3,800万円余りでございます。これだけ資金余裕があるということで、資金運営には余裕がある形になっております。

次に、2ページをお開きください。

ここからが資本的収入及び支出の資料でございます。この表の左から3列目のところに平成26年度当初予定額という欄がございますが、そこをごらんいただきますようお願いいたします。

まず、収入のほうです。

資本的収入のうち、最初に企業債7億2,700万円でございますけども、これはあき総合病院、第3期工事、外構工事でありますとか周辺の駐車場工事が残っております。その整備関連と幡多けんみん病院の改修事業として、ナースコールの改修を予定しております。そのほか、医療機器の整備に係るものに企業債を充当する形のものでございます。

その下、2の借入金、これは一般会計からの長期借入金でございます。資本的支出の財源といたしまして企業債元金の元金償還金の2分の1の相当額などの借り入れを行うものでございます。

その下、3の負担金でございますが、これ地方公営企業法に基づきまして一般会計からの負担金でございます。企業債の元利償還金の2分の1相当額を負担金として受け取るものでございます。

次に、その下、4補助金でございますけども、これは企業債の元利償還金のうち平成元年度以前の企業債元金の償還金について一般会計との間で補助金として受け入れをいただいているものでございます。

以上、資本的収入の合計は、そこにあります18億5,300万円余りを見込んでおります。

次に、支出のほうでございます。

1番の建設改良費でございますが、これは病院の施設の整備や医療機器などの購入に充てる費用でございます。建設費でございますけども、これはあき総合病院の設備事業費としまして5億3,600万円余りを計上しております。内訳は、後ほど次の3ページの資料で御説明をさせていただきます。真ん中ほどに2の改良費とございますが、これは医療機器の整備のための費用としまして2億900万円余りを計上してございます。これも内訳は3ページのほうで御説明をさせていただきます。

その下に2企業債等償還金とあります。これに11億700万円を計上しておりますが、これは病院事業債、企業債の元金の償還に要する費用でございます。



以上、資本的支出の合計が18億5,300万円余りとなっております。

次、3ページをお願いいたします。

こちらのほうに建設改良費の主要な項目をまとめております。

まず、あき総合病院の建設関係でございますが、①、②、③とありまして、まず①が建築工事費等ということで4億9,200万円余り。内容としましては、今度解体を進める工事の囲いの工事でありますとか、障害者用の駐車場の屋根の部分の工事でありますとか、そういったものが少し残っておりますので、そういった工事と。あと、工事監理、設計管理の委託料等ということで、これらの工事の設計監理に当たる費用と、あといろいろⅡ期工事、Ⅲ期工事の周辺の家屋に与える影響の事後調査というようなものがございます。それとあとは事務費として60万円ぐらいを計上しておりますところでございます。また、機器備品等の整備としまして4,500万円余りを計上しております。内視鏡のビデオシステムでありますとか、そこに書いておりますような機器をそろえていくものがございます。

次に、その下、幡多けんみん病院のほうでございますけれども、まず改良事業としまして、病棟から看護師を呼ぶナースコールが少し老朽化をしております、それを改修するための2,700万円。それと、機械備品等の整備としまして、そこにありますような外科用のイメージ装置等、そういったものを整備することとしております。

なお、緊急対応分として500万円を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページのほうに4番、債務負担行為でございます。合わせて6件ございます。

上のほうから順番に、最初の旧中央病院吸江看護師宿舎解体事業事後調査委託料でございますけれども、旧中央病院の時代に吸江、五台山の下に看護師宿舎ございまして、それを26年度に解体しようとしております。その吸江の看護師宿舎の解体につきまして、解体後の事後調査委託料の債務負担行為をお願いするものでございます。

次から幡多けんみん病院関連で3つございます。一つが中央監視盤室業務委託、それと2つ目が事務業務委託、これ医事業務でございますけれども、それと検体検査業務委託料、この3件でございますけれども、これ自体は業務開始は平成27年度からでございますけれども、いずれの業務も専門性が非常に高いということで、仮に業者が入れかわる際には業務の引き継ぎ等準備期間が必要となりますことから、前年の平成26年度中にプロポーザルを行うことで、27年度を初年度します長期の随意契約を締結するものでございますので、債務負担をお願いするものでございます。

次に、旧宿毛病院等解体事業費でございますけれども、旧宿毛病院の建物はそのまま残っております、これを解体するために債務負担行為をお願いするものでございます。

最後でございますが、幡多けんみん病院の医療情報システム更新業務委託料でございます。現在のいわゆる電子カルテシステムですが、導入から5年余りが経過してござい

て、この4月で稼働している電子機器類のサポートが終了することと、またそのハードウェアの部品の調達なんかもなかなか難しくなってくるのが予想されますため、更新しようとするものでございます。この電子カルテシステムにつきましては平成27年10月からの稼働予定をしておるところでございます、26年度、27年度の2カ年の債務負担行為をお願いするものでございます。

最後に、5番としてその他としまして、議案に記載されております項目を3点上げてございます。ア、イ、ウとあります。まず、アの一時借入金の限度額でございますけども、これは前年度と同額で30億円と、イとしまして一般会計からの補助金につきましては1億3,000万円余り、ウとしまして材料費等の棚卸資産購入限度額につきましては25億7,700万円余りとしております。

以上が平成26年度当初予算案の説明でございます。

続きまして、補正予算のほうの御説明をさせていただきます。

次の5ページをお願いいたします。

まず、上のほうから資本的予算の収入についての補正でございます。これも旧中央病院の公舎跡地を売却することができましたので、その売却代金4,800万円を雑収入で受け入れまして、同額を借入金から減額しようとするものでございます。

次に、その下、債務負担行為の追加補正をお願いをしております。これは本庁県立病院課のほうと2つの病院で使用します財務会計システムの賃貸借契約につきまして、消費税の引き上げに対応するものとして、それぞれ10万6,000円、負担行為額の変更をお願いするものでございます。

以上で病院事業に係ります議案の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**金子委員** この26年度当初予算説明資料の1ページですけれども、入院とか外来の見込み数値ですね。これはどういうふうな根拠に基づいておるんです。例えば、幡多けんみん病院ですと、前年よりも外来が少なくなるとかいう、その辺と。もう一点が、27年度から29年度の債務負担行為で、委託先がかわったらというような御説明だったと思いますが、委託にしても4月1日から直ちに委託できるのが基本だろうと思いますけれども、例えば県立図書館にしても、いろんな施設があるわけですけれども、こういう予備期間を置かにかあかん必要性についてちょっと教えていただきたいんです。

◎**伊藤県立病院課長** まず、患者の見込みでございますが、ベースとなりますのが前年の4月から8月ぐらいまでの間の実際の患者の状況を見ながら一つは積算をしております。大きく言えば、入院でいえばベッド数の病床利用率を掛けまして、大体1日当たりの患者の数ははじき出してあります。実際には、細かくその診療科ごとに大体来年こういう動き

があるというのを見込んで、それを積み上げて、最終的には1日当たりの形を出しております。

それと債務負担行為でございますけども、この幡多の3件について実際の委託開始が平成27年度の4月からです。

ただ、この業務につきましては業者選定をプロポーザルで行うことにしておりますけども、仮に業者がかかった場合は、その業務の引き継ぎでありますとか、非常に専門性が高いので、業者のほうも専門的な職員を非常に準備しないとイケないと。何カ月か手前から準備にかからないとイケないということで、26年度中にプロポーザルを行う必要があることから、今回債務負担を26年度からお願いしておるところでございます。

◎金子委員 半分理解できましたけれども、その専門性を持って、直ちにできる人がプロポーザルに参加するという考え方が一般的ではないですか。

◎伊藤県立病院課長 当然そういう形になりますが、平成27年度の4月1日からきちっと始めるためには、手前からそういう準備もありますし、ある程度その業者もいろいろ機材類、機器類を準備しないとイケない期間が当然必要となってまいりますんで。

◎塚地委員 今の関連で、検体検査の業務の委託などについて、プロポーザルをしていたくんですけど、応募できる企業っていうのは県内にどれくらいあるの。

◎伊藤県立病院課長 県内ではなかなか厳しい状況だと思います。全国を相手にしている大きなところになると思います。

◎塚地委員 そうしたら、県内には一件もない。

◎伊藤県立病院課長 少しお待ちください。

やはり県内にはないと。全国で見ても、大手の3社ぐらいのようです。

◎塚地委員 じゃあ、その分の検体は全部もうそちらに送って、検査結果が返ってくる形なんですか。

◎伊藤県立病院課長 ここは基本的に、委託先の業者の職員が病院の検査室に常駐をいたしまして、そこで順次、その検体が来るたびにそれを検査をしていく形になってます。部分的に物すごくまれな検査につきましては、また別の検査場所に送ってということになりますけども、大半はその病院の中の検査室で、職員も常駐してという形になります。

◎塚地委員 県の職員もおいでで、その業者から派遣された検査技師もおいでで、同じフロアで同じように仕事してるってということですか。

◎伊藤県立病院課長 同じフロア、検査室は検査室なんですけども、それぞれ業務がかぶってることはないです。委託契約の中で、こういった検査については業者にお願いをします。その他について臨床検査技師なりがやると。そういうダブった形の業務ではないです。

◎塚地委員 検査機器はどうなってます、共同なんですか。

◎伊藤県立病院課長 業者の持ち込みの検査機器もあります。病院で構えてる機器もあります。基本的に、委託業務に関する部分は業者の機器を使うということになります。

◎塚地委員 委託はあくまで委託なんで、その部分が同じ検査をしている人たちの中で結構賃金格差が生じている状況になるっていいことですか、その検査業務の中で。

◎伊藤県立病院課長 委託先の職員の方の給与と病院の職員の給与というところですか。そこは、私どもは数字を持っておりませんが、全く同じ検査業務ではないので、あくまで委託された検査部分をやっていることですので、それは委託会社の給与によることになります。

◎塚地委員 要するに、検査内容が違うんですかね。この検体検査はこの人っていうふうに、ある意味簡便な検査っていうかなんていうか。

◎伊藤県立病院課長 大きく言いますと、検体検査については委託の中で、心電図をとったりとか、超音波でおなかをやったりする生理検査がありますけども、人体に触れるところはきちっと病院の職員がやると、それは委託に出せないところがあります。

◎塚地委員 要するに、例えば尿とか血液とか採取した細胞とかみたいなことの検査については業者の方っていう、さび分けとすみ分けが現場でちゃんとできているという。

◎伊藤県立病院課長 その検体検査については業者の方、体に触れてやる生理検査については臨床検査技師、病院の職員がやると。

◎塚地委員 わかりました。

それと、それこそ消費税が8%に来年度から上がっちゃうと。これまでも医療関係の消費税っていうのは特別損失扱いみたいなことになってたと思うんですけど、その8%に上がった場合の想定額はお幾らぐらいになるもんなんですか。

◎伊藤県立病院課長 平成24年度の決算で見ますと、5%で大体3億6,000万円でございます。この平成24年度の決算ベースでいいますと、消費税の額は5億8,000万円ぐらいなるというふうに見込んでおります。

◎塚地委員 それは国のほうでも一定医療に対する消費税をどうするかっていう議論はあっているように思うんですけども、要するに収入には診療報酬ですからないですよ。これ丸々5億8,000万円を納税しなくてはならないという、当面そういうことですか。

◎伊藤県立病院課長 そういう状況でございます。ただ、今回の診療報酬の改定なりで、その消費税の増税に伴う分としまして、初診の診療分、入院の基本料金の部分に若干その単価の上乗せがされてきております。初診料でいいますと、これまで2,700円の初診料に120円プラスされて2,820円とか、少しそういう改定はされる予定でございます。

◎塚地委員 それこそ医療センターもちょっとこの金額大変だなというお話も出てて、何とかその消費税をアップするのがだめなんですけれども、その医療に関する部分についてどう取り扱うかっていうことは結構大きな問題になってくるし、診療報酬に上乗せする

ことになると窓口負担にもはね返ってくることになっちゃうんで、ここはぜひね、県のほうとしても、医療に関する消費税の扱っていうことを国に対しては一定物も言っていないといけないんじゃないかと思ってますが。そこらあたりはどのように。

◎伊藤県立病院課長 一定そこは政策的な部分もございますので、県立病院としても言うのか、医療政策のほうから当然国のほうに対して言っていたらいいものとは思ってますが、非常にここは大きな議論がずっとされてきておりますけども。

◎上田委員 あき総合病院で、これ4条予算で説明があった、この補償費。周辺家屋事業損失、これはいわゆる大きい事業をやる場合に、周辺へ影響というか不安がある場合に、家屋の事前調査等をやられますよね、その関係で、事後で、例えば壁にクラックが走ったとか、そんなことでもう因果関係がはっきりして、補償費を支払うとか、そこらあたりはどんなんですか。

◎伊藤県立病院課長 かなりくい打ちをしたりして振動がありますんで、事前に壁の状態とか調査をして、それで事後にまた入って、これは工事によるものだという調査をするという形になっております。大体、周辺35戸ぐらいの家屋を事前調査しております、それについて事後調査に入る形にしております。

◎上田委員 わかりました。概して、こういう大きい事業をやった場合に、この問題で結構長く解決せずに、因果関係がはっきりしないことが往々にしてございますが、35戸いうたら結構多いですよ。後へ問題が残らないようにやっておかないといけないと思いますが、そのあたりの対応は。

◎伊藤県立病院課長 これまでも、平成24年、5年と順次、ちょっと病院とは離れておりますけども、医師公舎のほうの工事もしております、そこに対しても事前調査、事後調査やって、実際のその補償金を出してきております。全体でこれまで17件ぐらいは補償してきておりますけども、特に後に引きずってというふうな状況はこれまでございません。

◎西内（隆）副委員長 債務負担行為のページで、システムの更新業務委託料というのがあります。これ5年でかえないかんかったということですが、ちょっと金額も大きいですし、割り算してたら、次も5年後ということであれば、毎年1億2,000万円ぐらい積み立てていかないかんことになるわけですが、これはどうしてこんなにかかっているがですかね。また、どうして5年でかえないかんかったですかね。

◎伊藤県立病院課長 今回のシステム改修に当たっては、一つはこれがウィンドウズのXPというOSを使っています。そのサポートがこの4月で切れるということがあります。そのサポートがなくなると、システム上何か問題があったときに非常に大きな問題になるというところがありまして。それともう一つは、消費税がまた来年10月からアップすることもありますので、それも加味しまして、こういう形になっております。

◎西内（隆）副委員長 5年前にXP入れるのは、相当つかまされてるっていうか、切れ

るのがわかるやろみたいな感じもするんですけどね。そのあたりをちゃんと見てもらいたいなというのが1点と。

それから、一体これ何を何台入れたらこんな値段になるんですかね。ソフトウェアの部分が高いということなんですか。

◎伊藤県立病院課長 これ実際に業者の見積もりをとりまして、比べて予算を立てておりますけども、これまでにいろいろシステム追加する分が結構あります。新規システムとしましては感染症の情報管理システムを追加するとか、文書管理システム、産科カルテシステムとか、いろいろ新しいシステムを追加する形になってます。これを導入しました当初でいくと7億円弱ぐらいのものでございましたけども、そういう新たなシステムを追加するというので、今の予算額としては12億円ぐらいを予定しております。

◎西内（隆）副委員長 その参考に、どの程度の病床を持った病院規模のシステムがどのくらいで入ってるかというデータが出せるようでしたら、お願いします。なければ、構いませんので。

◎伊藤県立病院課長 ほかの同じような規模の病院での電子カルテシステムの費用ということでよろしいでしょうか。ちょっとそこは調べさせていただいて。

◎土森委員 この検体検査委託料のことをみんな言いようがですがね。県内でこの検体検査するところはないという話でしたよね。これは大きい民間病院も委託でやってるでしょうかね。

◎伊藤県立病院課長 民間の病院でございますか。

◎土森委員 高知県で検体検査をやるところがないということになると、ほかの病院も全部県外のこういうところを使ってるということやね。

◎伊藤県立病院課長 民間病院の状況はちょっと情報はありませんけれども、医療センターは同じように外注をしてやっておると聞いております。

◎土森委員 民間でも大きな病院ありますよね。恐らく、自分ところではできんという話になりますわね、県立ができんわけですから。

◎伊藤県立病院課長 要はその職員で直営でやるかやらないかというところがありまして、病院も経営の健全化ということがありまして、できるだけ外部委託できるところは外部委託もしてる。従来は、その医事業務であっても直営で職員を抱えてやってきたものを今は全てアウトソーシングしております、そういう経過から、従来は病院でやっておりましたけども、今は大手のところに検体検査をお願いしてございます。

◎土森委員 昔は自分ところでやって、当然その機械も職員もおられたんですよね。それで業務委託した場合、その職員なんかはもう病院の中におらんようになってるわけですか。

◎伊藤県立病院課長 当時いらっしゃった方今どうか、完全にいなくなっているかはちょ

っと確認はできないんですけど、生体検査の部分は職員がしないといけないので、その部分の業務については職員の方に残ってやっていただいている形でございます。

◎土森委員 さっき心電図だとかエコーだとかという話、これも検体になるの。これは診察じゃないの。

◎伊藤県立病院課長 それは生理検査になります。生理検査と検体検査。

◎土森委員 検体のほうが今委託しよるがね。

◎伊藤県立病院課長 検体を委託してるということです。

◎土森委員 委託したほうが安くなるということですか。

◎伊藤県立病院課長 そういうところでは安くいけると。

◎土森委員 どれくらい安くなったんでしょうかね。どれくらい経費が削減できたのか。

◎伊藤県立病院課長 今比較する資料をちょっと持ち合わせておりませんですけども。

◎土森委員 これもきれいに整理しちよかんと。

これ検査する医療機器もこの13億円の中に入っちゃうわけですか。

◎伊藤県立病院課長 機械は業者のほうからの持ち込み。業者が検査する分については、13億円の中に入ってません。

◎土森委員 業者が買って、病院に持ち込んじよる。

◎伊藤県立病院課長 そうです。

◎塚地委員 関連しますけど、県として、臨床検査技師をこれから育成していく部分も当然ありますよね。採用しないとかいうことではなくて、そういう方々も県の専門家としてきちんと現場に責任を持たんといかんわけなんで、それはそれとして、この人材育成の機能も採用計画も当然持つておられると思うんですが、そこはそういう確認でよろしいですか。

◎伊藤県立病院課長 当然、臨床検査技師の方もきちっと病院の業務がありますので、そこはきちっとしていただけるように採用もしますし、一定の人数は確保していくという形をとっております。

◎塚地委員 今後の採用計画みたいなものもお持ちなんですかね。今の年齢構成で、やっぱりどういう中堅クラス、全体指導できる人たちをこう育成していくとか。

◎伊藤県立病院課長 採用計画といいますか、今の職員の方が何年すれば退職の方が出てきて、その方についてはきちっと退職補充をしていって、一定の職員数は守っていく形をとってます。

◎塚地委員 それは、今の年齢構成でいうと、すぐに育つわけじゃないから、きちっと経験も蓄積をしていって、現場を指導できる体制づくりをしていかんといかんわけなんで。退職したら補充する形だけでは。

◎伊藤県立病院課長 理想的には、各年齢が30代、40代、中堅クラス、ベテランクラスが

均等にあればいいんですけども、若干年齢のいびつなところもありますので、そこを採用計画みたいな形できちっと平準化できるようなものは一つ目指していく必要があるかなとは思ってます。

◎**浜田委員長** あき病院の燃料タンク、僕も当初からちょっとキャパ的に不足じゃないかなという思いがしてたんですけども、今回増設することによって、一応、緊急時等に非常用電源等で手術する場合、1週間ぐらいは確保できるんですか。容量がどのくらいふえて、どのくらいの手術時間等の確保ができるのか。

◎**伊藤県立病院課長** 今装備してますタンクが2万リットルでございまして、時間的に言いますと最長で72時間です。これを倍にしますと、単純にいきますと144時間になります。

◎**浜田委員長** 給湯のほうは木質バイオマスでやっておりますから、それはもう関係ないですわね。バイオマスのほうも何か今地元の安芸の業者が入れたりしてるんですけど、なかなか材料が集まらなくて、苦慮しゆうような感じでございまして、そんなところもまたいろいろ頭を悩ましてやってください。お願いします。

ほかにございませんか。

(な し)

◎**浜田委員長** なければ、以上で県立病院課を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎**浜田委員長** 続いて、公営企業局より2件の報告を行いたい旨の申し出があつてございますので、これを受けることといたします。

まず、平成26年度、平成27年度電力料金改定について、電気工水課の説明を求めます。

◎**右城電気工水課企画監** 企画監の右城と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回の委員会資料の平成26年2月定例会（報告事項）と書いてあります資料になります。そちらの赤ラベル、電気工水課のページをお願いいたします。

それでは、平成26年度、27年度電力料金の改定について報告いたします。

公営企業局の3つの水力発電所から四国電力に供給する電力料金につきましては、四国電力と2年に1度、料金改定を行っております。今回の改定に当たりましては、資料の上段に重点項目を記載しておりますが、発電施設を適切に維持管理するための費用を初め、物部川流域の環境保全に必要な費用といたしまして、地域住民の理解と協力に応える地域活性化費用や発電に必要な数量確保と水質保全に寄与する森林整備などの費用を、そして南海トラフ巨大地震対策費用、さらに会計制度の見直しに伴う引当金では多額の費用がかかる水車発電機のオーバーホールを実施するための特別修繕引当金などで、これらを確保するため、この5つの項目を重点に交渉に臨みました。



一連の経過でございますが、交渉開始前におきましては、伊方原子力発電所の長期停止などにより四国電力の経営は厳しく、今回の料金改定交渉はかなり難航することが予想されておりました。そこで、四国におきまして水力発電事業を行っております愛媛、徳島の両県と年度当初から綿密な打ち合わせを重ね、昨年度に料金改定が行われました全国の公営電気事業者からの情報収集や新会計制度への対応に関するさまざまな課題を共有しながら、具体的な戦略を議論いたしまして、3県でベクトルを合わせまして、今回初めての取り組みとして合同の申し入れ書を提出するなど、これまでにない取り組みを進めました。3県の共同歩調を最後まで堅持しまして、交渉を行ってまいりました。

改定の内容でございますが、資料の1に記載しております基準供給電力量、これは年間の予定供給量でありまして、直近30年間の実績平均により算出しております。今回は現行から0.6%プラスの1億6,700万キロワットアワー余りとなっております。2の料金総額は、現行契約から年額で9,100万円余りの増額となる13億2,100万円余りを確保しております。重点的に取り組んだ5つの項目のうち、維持管理や地域の環境保全、そして地震対策に必要な費用はほぼ要求どおり確保をしております。また、新会計に伴う各種引当金や事業報酬につきましても、一定の額を確保することができております。その結果、1キロワットアワー当たりの単価につきましては、3に記載しておりますとおり、現行の7円38銭から7円88銭へと50銭の増額となりました。資料の4には、平成14、15年度からの電力料金の推移を示しております。上段が料金総額、下段が料金単価になりますので、御参照ください。

先ほども申し上げましたように、今回は愛媛、徳島の両県と連携を強めて、3県合同での取り組みを進めましたので、3県全てが総額、単価ともに増額となっております。今回の連携が交渉に大きくプラスの作用を及ぼしたのではないかというふうに思っております。このことから、今後も3県での情報共有とか交換を継続するとともに、次回以降の料金確保におきましても連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上が今回の電力料金改定でございますが、所要の料金総額を確保することができましたので、電気事業につきましても引き続き健全な経営を行っていくことができるというふうに考えております。

電気工水課の報告事項は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎浜田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 特になければ、質疑を終わります。

次に、高知県立病院第5期経営健全化計画について県立病院課の説明を求めます。

◎伊藤県立病院課長 県立病院課でございます。

当課からは、このたび策定をいたしました第5期の経営健全化計画について御報告をさ

させていただきます。

お手元の危機管理文化厚生委員会資料の報告事項と書かれました資料の県立病院課の赤のインデックスを張ってる資料をごらんいただきますようお願いいたします。A3の資料でございます。カラーの資料でございます。

まず初めに、左の上のほうからでございますけども、健全化計画のこれまでというところでございます。始まりは第1期が平成6年から始まりまして、当時は5つの県立病院の枠組みでスタートしておりました。それで、平成24年度から25年度にかけまして第4.5期の計画ということで、今年度がその最終年度に当たることから、向こう3年間の第5期計画を今回策定をいたしました。少しこの4.5期計画の総括を最初させていただきます、御説明したいと思います。

その下のほうに緑の枠で書いておりますが、目標としまして、医療の視点では、将来にわたり地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことと、一方経営の視点からは、収益的資金収支において病院事業トータルで資金不足を起こさない経営の維持という目標を立てて、取り組み項目としまして、そこにあります、医師確保、良質で安全な医療の提供、経営の健全化、この3本柱で取り組みを進めてきたところでございます。

その下のほうに、取り組みの主なものと成果と残されました課題という形で、少し主なものを整理をしております。

まず、最初の医師の確保のところでございます。あき総合病院、幡多けんみん病院、それぞれ高知大学医学部に対しまして訪問、要請をしてきたところでございます。成果としまして、そこに書いておりますけども、具体的に言いますと、その右の上のグラフがございますけども、左があき総合病院で、右が幡多けんみん病院となっております。

最初、あき総合病院のほうでございますけども、この4月1日にフルオープンいたします。グラフにありますように、平成26年4月の医師数としましては22名という形になっております。その下のほうに、この2カ年間の主な動きを書いております。1つ目には、自治医大系の総合内科医の先生を招聘できましたことや、医療再生機構から救急専門医の派遣をいただいた。また、整形外科の専門医、スポーツドクターの着任もいただいたというふうなことで、医師数でいいますと、この4.5期の2年間におきましては2名の増でございますけども、こうした先生方の入れかわりによりまして診療内容もかなり充実をしております。救急患者を初めとしまして、外来、入院患者等もかなり増加しております。ただ、当初計画しておりました医師数、一般診療科におきまして28名には達していない状況でございます。また、常勤医の不在診療科、これまで呼吸器科、脳神経外科、麻酔科の3科ございましたけども、呼吸器科はこの4月に解消ができました。残る脳神経外科と麻酔科の2つの診療科が常勤が不在でございますけども、この2つの診療科につきましては、この主な動きの一番下のポツに書いております、診療応援の充実という形で、

麻酔科につきましては現在週2日のところをこの4月から週5日、毎日、先生がかわりますけども、来ていただけるようになっております。また、脳神経外科も昨年から週2回、診療応援の形でしっかりバックアップしている状況でございます。

一方、右側の幡多けんみん病院でございますけども、この4月で、これ資料50名となっておりますが、その後少し動きがございまして、1名ふえまして51名となっております。ちょうど平成16年、17年当時の52名にほぼ回復してきたという状況でございます。医師確保につきましては引き続き、第5期計画の中でも取り組みを進めていかなければならない重点項目として位置づけをしておるところでございます。

資料の左側に戻っていただきまして、良質で安全な医療の提供の2番の項目でございます。あき総合病院におきましては、平成24年度に安芸病院と芸陽病院が統合いたしましたし、いろいろ精神科身体合併症への対応でありますとか、またカテーテル治療への対応、救急患者への対応、手術件数の増ということで診療機能を向上させてきておる状況でございます。ここにつきましては、引き続きがん診療機能の強化など、医療提供機能のさらなる充実を図っていくことが今後の課題でございます。

その下の幡多けんみん病院につきましては、地域がん診療連携拠点病院としまして、体制の整備充実を努めてまいりました。その結果、医療スタッフの充実でありますとかMRIなどの医療機器の整備を行ってまいりました。また、これも引き続きでございますけども、地域がん診療連携拠点病院として指定の更新時期を近々迎えることとなりますので、それに向けた必要な体制整備を図っていくということでございます。

その下に、経営の視点ということで経営の健全化でございます。目標としましては、先ほど言いましたように、資金不足を起こさない経営の維持ということで、この部分については最低限の目標ということもありまして、達成をすることができました。ただ、あき総合病院におきましては、そこに少し赤字で書いておりますけども、収益が非常に大きく改善してきておりますが、依然まだ赤字の状況も続いております。一方幡多けんみん病院は平成24年度の決算では2年ぶりの黒字にもなってきております。ここにつきましては、気を緩めることなく、引き続き収益の確保に努めますとともに、健全化への取り組みの目標を一段ステップアップさせることも踏まえまして、経営面でのマネジメント機能を強化していくことが今後の課題でございます。

以上の4.5期の総括を踏まえまして、この次の第5期の健全化計画へと進むという形になっております。その資料右のほうに、5期の策定に当たってということで4点ほど書いております。

1点目としましては、あき総合病院がフルオープンしまして、本格的な県立2病院体制のもとで、急性期医療の中核病院としての責務を担っていくこと。2点目としましては、これまでの取り組みで残されました課題でありますとか、また新たに見えてきた課題にス

ピード感を持って、的確に対応していくこと。それと3点目としまして、経営目標をステップアップさせ、安定的で強固な経営・財務基盤を構築すること。4点目としまして、診療機能と経営目標に数値目標を掲げまして、その進捗管理とマネジメントを充実させていくこと。以上、4点を基本的な考え方として策定をいたしました。

そこに、下のほうでございますが、目指す姿としまして、急性期病院として地域の医療機関との適切な連携により良質な医療を提供する、地方公営企業として将来にわたって持続可能な経営を行っていく、次代の高知を担う医療人材を育成するという姿を示しております。

こうした将来像を目指しまして、重点取り組み項目としまして今回は5つ掲げております。1、2、3は継続して取り組む内容でございます、今回新たに4番目の項目として人材の育成、5番目に南海トラフ地震対策の充実・強化という5本柱で取り組みを進めていきたいと考えております。

経営目標、その下に白のところで書いておりますけども、ここも少しステップアップをさせまして、病院事業全体で早期の経常黒字化を目指すとしております。いわゆる本業部分で黒字化を目指す形をとっております。

下に簡単に少しイメージ図を書いておりますけども、経営目標があって、少し波線で、この5期計画、3年間でございます。その計画期間は、この黒字化を目指すその礎として位置づけております。と申しますのは、あき総合病院、開院当初の数期間は初期投資に係る減価償却費が毎年5億円を超える金額が乗ってまいります。一定その費用が落ちついてくるまでの期間につきましては、なかなか黒字化が難しい状況となります。したがって、この5期計画の3年間でしっかりとその経営を軌道に乗せていくことができるよう、経営基盤の足固めの期間として位置づけております。収支の見通しとしましては、病院事業全体では平成30年度の経常黒字化を目指すこととしております。

なお、あき総合病院単体でも開院7年目となります平成32年度に経常黒字となる見通しを立てております。この7年目という数字でございますけども、ちなみに医療センターでも7年目で黒字、幡多けんみん病院では6年目で黒字になってますので、一定こういった年数で黒字を目指すこととしております。

お手元に計画の本体をまた、ちょっと分厚い資料をお配りしておりますので、またお時間のありますときにお目通しをいただければと思います。

以上が健全化計画についての御報告でございます。よろしく申し上げます。

◎**浜田委員長** それでは、質疑を行います。

◎**金子委員** 幡多けんみん病院ですけれども、現在地域がん診療連携拠点病院という指定を受けて、この表見ますと、非常に厳格化される指定要件への対応というふうな、残された課題の中にありますけれども、これは非常に厳しいわけですか。現状のままでは指定の更

新がされないような受けとめ方でよろしいのか。

もう一点は、指定更新が近々行われると言いますけれども、近々とは期日は決まっているのかどうか、その2点について。

◎伊藤県立病院課長 少しその指定の要件が厳格化される情報が入っております。その内容としましては、放射線治療に従事する医師の専従化というのがありまして、専任5割から専従8割でありますとか、新たなところでいいますと、放射線診断に従事する専任の医師、これがもう新規の条件となっております。それと病理医についても常勤を必須化と、あと放射線治療室に専任の看護師1名以上の配置等少し厳格化されるという情報が入っております。

それと、その指定の更新でございますけれども、ことしの10月に指定の更新の申請を行う必要がございます。ですので、それまでに必要なこういう要件を満たせるような体制をきっちり整えていく形になります。

◎金子委員 今非常に厳しい病理診断あるいは放射線、専従化、常勤、看護師ということですので、これも10月申請までにはクリアできます。

◎伊藤県立病院課長 ここはクリアしていく考えを持っています。

◎金子委員 せっかくの幡多地域の拠点病院ですので、そういう考えで進むのは当然ですけれども、厳格化されて指定されないとなったら、これ大変なことになりますので、これはもう集中して取り組んで、ぜひ更新できるようにお願いします。

◎黒岩委員 今回あき総合病院がリニューアルオープンすることで、東部の住民にとっては大変希望あふれる思いを抱いてると思います。そういう意味では、課題である医師の確保であるとか常勤医師不在診療科の解消等が期待されるわけですが、先ほど課長が言われたように、経営の健全化については5年後、平成30年度というの話がありましたが、ここで課題として経営幹部会議が行われてるということですが、どういう頻度で会議行われて、具体的にそれが形として成果としてあらわれているのか。

◎伊藤県立病院課長 毎月、その病院ごとに経営幹部会を行ってます。毎月月末に、その前月の実績でどうなっておるか、患者数の状況でありますとか、診療単価の状況でありますとか、資料をもとに議論をしております。健全化計画で出しております数値を達成してるのかしてないのか、もしできてなかったら、その原因は何かというふうな議論を毎月やっています。それが基本的に大きなマネジメントのベースになります。その上に経営者会議を置きまして、それは局長、病院長等で構成します。これは年に二、三回行ってますけれども、そういう形をとっています。あと、外部からの意見を聞く組織としまして経営健全化推進委員会という委員会も置いてます。そこには専門家の方、広島国際大学の医療経営学部長とか、あと医師会の方にも参加していただいて、そういう組織で全体のマネジメントをしていくような形をとっています。

◎黒岩委員 その上で、先ほど当初予算の説明の中で、それぞれ入院あるいは外来の人数の予測数値が出ておりましたが、これまでのそれぞれの病院に来てる市町村の今後の人口動態考えていったときに、少子高齢社会の中で、具体的に例えば7年後に、あき総合病院やったら収益が改善されるという予測が果たしてできるかどうかという問題もあろうかと思うんですが、そういう意味では、収益の確保で病床率を向上させるとか、いろいろあると思うんですけど、人口はぐっと減ってくる可能性が大きいわけですね。そうしたときに、目標とするべきものと現実の乖離が出てくる可能性もあるんですが、そのあたりはどうでしょう。

◎伊藤県立病院課長 少し人口推計なんかを見ますと、確かに全体の人口は細ってまいります。ただ、65歳以上の人口、医療を必要とするところの人口を見ますと、まだ平成32年ぐらいまでは、安芸でいいますと全体で1万9,000人ぐらいでずっと横ばいの状況が見えます。幡多のほうも同じような形で、平成32年ぐらいまでは大体65歳以上の方が3万3,000人ぐらいで、ほぼ横ばいというような状況でございます。幡多は一定幡多の医療圏で完結してるところもございすけども、安芸のほうはまだまだこれまで中央に出られてた患者が結構いらっしゃいますので、そこをきちっと受けとめていけば、まだ患者はふえてくると思います。

◎黒岩委員 新しいあき総合病院は、これへリポートがありましたね。一昨日の健康対策課の説明では、ドクターヘリは年間500回ほど稼働してるということだったんですが、今後、あき総合病院のヘリポートは具体的にどういう利活用になりますか。そこから中継して医療センター行くのか、例えばその患者さんを搬送して、あき総合病院で治療をするのか、そのあたりの予想はどんなふうになりますか。

◎伊藤県立病院課長 あき総合病院で対応できる部分は、かなり広がってくるだろうとは思いますが、もしそこで対応できなければ、病院間でまた、その次の高次の救急病院へ搬送するという形になっておりますけど、対応可能な部分はかなり広がってくるのではないかと思います。

◎黒岩委員 ならば、医療センターに運んでたものがあき総合病院で完結するケースも出てくるということですね。

◎伊藤県立病院課長 そうです。

◎土森委員 今度の5期計画は非常に重要な計画だと思いますね。黒字化を目指していくということですから、当然黒字化に持って行って、患者さんにとって良質で安全な医療行為をすることは重要。そのためにもどうしても黒字化に持っていかないとね。そこで健全経営計画を立てるときには必ず人件費率がどれくらい、民間病院と比較対照せられるところなんですよ。これはどれくらい見てます。

◎伊藤県立病院課長 人件費比率のところでございますけども、今の計画でいきますと、

あき総合病院でいいますと、24年度決算の実績でいくと85%。精神科病棟がありますので、若干人件費比率は高くなります。この5期計画の3年間でいきますと70%切る、69.7%を目指しております。それと一方、幡多けんみん病院のほうでございませうけども、24年度の実績でいいますと53.8%。ここは少し率が高くなりまして60.2%というふうな計画になっております。

◎土森委員　そういう目標立ててやることも絶対必要だし、それと僕も以前、中央病院の健全化をやるときに、ちょうど文化厚生委員会の委員長しよって、随分と議論した経緯があります。そこで出てきたがは、人件費比率と、それから請求漏れと、今はもう請求漏れないですよ、電子カルテになってますから。そういうことで、随分とやった経験があって、なかなか病院の黒字化は難しいけど、やらないかんわけね。できるだけ人件費の比率を抑えることは、患者へのサービス低下にもなるようなことなんかいろいろあって、当時高かった、中央病院は。80%を優に超えて、90%ぐらいでしたよ。それをずうっと抑え込んでいって、民間と比べたら高かったんですけどね。そういう状態できた経緯がありますが、ぜひそこら辺をね、経営的に健全な運営をしていくってことはドクター初め看護師、職員の皆さんの給与にもはね返ってくる、当然ね。収益が上がってくるわけですから。患者のためにもなるということで、ぜひ頑張ってもらいたいと思っておりますがね。

それと幡多のほうは、随分愛媛県から来てますよ、幡多圏域だけではないに。それで、愛媛県から来る患者がちょうど昔でいう南予あたり、宇和島の徳洲会病院と、それから市民病院との患者さんの取り合い。それで、今幡多けんみん病院に患者が来るのも、物すごい医療の信頼度が高いということがありまして、そういう方向でもぜひ近隣県からの患者が安心して、ここに行ったら大丈夫という医療形態をぜひつくってもらいたい、その辺どうお考えですか。

◎伊藤県立病院課長　今、愛媛県の愛南町のほうからも、全体の患者数でいいますと2%ぐらいは来られてます。あと、幡多圏域外でいいますと四万十町からも2%ぐらい来ていらっしゃってますので、やはりそこは先生方も一時期のように充実してきましたので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。

◎土森委員　それとね、当初予算で載ってましたけど、旧宿毛病院の解体費用が出てましたね。これはどうなりますか。

◎伊藤県立病院課長　今回、取り壊す費用も起債の対象として国が認めると。これまでは建てかえのためのものしかだめだったんですけども、今回単に取り壊しだけの部分にも起債が当たるということで、そのままになって残ってますので、なかなか活用のしようもないということで、取り壊しまして、更地にして、可能であれば売却をしていきたいというふうに思ってます。

◎土森委員　これ売却するということは、こらまた幡多けんみん病院の経営にプラスにな

ってくるわけですからね。何かあそこ聞いてみると、なかなか利活用しにくいところじゃという話もあったりね、売却して、いい単価に売れば、それ超したことないんでね。そういう動きがやっぱりあるんで、更地にして、そして競売にかけるとかいうことになってくるわけですか。

◎伊藤県立病院課長 そのとおりでございます。やはり建物が残ったままでありますと、なかなか買い手もつかないこともありますので、基本的に更地にしてと。ただ、あそこは津波の影響がありますので、そこをなかなかクリアできませんけども、なんとか売ればなと思っております。

◎土森委員 ぜひ、そういう方法でも取り組んでください。

◎佐竹委員 幡多のほうはね、橘病院長を中心に、熱心に医師確保もやられて、50名から52名ですか、当初の計画どおりいきゆうだろうけども。やっぱりあきのほうは、前から僕いつも30名、28名の医師確保に向けて言っておったが、今21名とか22名とかね、うんと乖離があるわけです。それを心配する。拠点病院としての存在感を住民に認識を共有させるには、やっぱり医師の確保がね一番大事なんで、これはもう3年も4年も前から、もううんと力説をしながら、ぜひよろしゅう頼むでということでやってきて、僕らが委員会で高知大学へ陳情に行った。ほんで、今聞きよって、これなかなか収益が大きく改善の方向とか、ベッドの利用率の問題とかさまざま、南海トラフ地震対策への充実・強化とかね。なかなか入れる文句は颯爽としちゅうけんども、なかなか答えが出らんので心配するということですね。その医師確保について高知大学へ行き、脇口学長とも話したこともあるし、倉本さんや長瀬さんもおるわけなんで、応援部隊がね。そこら辺の認識として、28名、30名を確保していけるという見通しはどんなにおっしゃってるんです。

◎伊藤県立病院課長 大学のほうもできる限りの支援を考えていただいております、ただ医局のほうも送りたいくても送れない医局の状況があるということで、これが現実としてやむを得ないかなということです。ここは引き続き、今後地域枠のドクターの状況もありますし、引き続き要請をしていくこととしております。ただ、この人数的には、先ほども言いましたように、平成24年から比べましても2人ぐらいしかふえておりませんが、実際に、病院の運営自体はかなり改善されてきておまして、救急患者の受け入れ件数なんかを見ましても、平成22年当初、当時は年間800件ぐらいだったものが現在、今年度でいいますと1,300件ぐらいですので、500件近くふえております。また、手術件数を見ましても、平成22年が大体340件程度でございましたが、今年度では600件を超えるような手術件数となってきておまして、かなり先生方も充実をしてきて、非常に診療機能も向上してきてます。

◎佐竹委員 多くは申し上げませんが、やっぱり県民に見えるようにね、1人でも2人でも医師の人数を上げていってもらいたい。幡多のほうはほぼ計画へ近づいてるという



か、計画を達成しちゅうのに、幡多よりも近いあきへ、医療再生機構も高知大学も冷たいのかなあと。地域挙げてやって、応援していただけるようによろしく願いしておきたいと思います。

◎塚地委員 重点項目の中に新たに人材育成という項目が大きく加わっていることが一つの特徴なのかなと思うんですけど、それで先ほどの臨床検査技師の議論もしましたが、これ見させていただくと、結構いろいろ具体的に人材育成への提言が書かれていて、例えば看護師だと育休1年には今まで臨職を充てていたのを正職にきなさいというような提言とかも入っていたりしますが、これからこの計画を28年までに具体化していくということで、大いにその実現の方向は期待をしたいと思います、ただ看護師の確保って今なかなか、どこも厳しい状況もあったりするので、ぜひそのところも力を入れていただかないといけないかなあとと思いますが、そのところはどのように。

◎伊藤県立病院課長 今、看護師の方、産休、育休でお休みになられる方がかなり幡多のほうでふえております。非常にめでたいことなんですけれども、従来そこを臨時職員で補充をしてきておったんですけども、最近、看護師の確保が難しいと。まして、臨時職員という身分ではなかなか難しいこともありまして、きちっとそこは正規職員として採用していきましょうという形で一步踏み込んだ対応をしております。

◎塚地委員 それで、確かに黒字化を目指すのは経営体として当然なんですけど、やっぱり地域の拠点病院の質も保たないといけないし、不採算部門もやっぱり引き取らないといけないし、入院期間がどうしても長くなって、地域へ連携して、転院してもらわなくてはならないけれども、そこも困難なことが出てきたりする部分は、県立病院としての役割というところはあるんで、そこはね、議会は結構厳しい御議論もいろいろありますけれども、県民から見ると、やっぱりああ県立病院があってよかったなっていうふうに思われる質の確保はとっても大事なので、先ほど正職員で充てるっていうお話もあったけれども、そうやってレベルアップしていくことも地域の医療の大事な使命ですので、そういう目で県立病院を見ているというのもおもんばかった計画推進をぜひお願いしたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 あきの一般と、それから幡多の一般の入院、外来の診療単価ですけども、大体1.5倍ぐらいの差があるんですね。もちろん、やってる内容も違うんで差はつくとは思いますが、大体どういう要因によるのか、もしおわかりでしたらお願いいたします。

◎伊藤県立病院課長 一番大きいといえますか、ざっくりと言いますと、やっぱり手術の件数ですね。やっぱり今あきは、この4月から毎日週5日先生来ていただきますけども、今週2日で、若干手術件数が少ないところがありまして、それがやっぱり診療単価に乗っかってくると、その差になってくるということでございます。

◎西内（隆）副委員長 それともう一件、患者数。幡多のほうは若干減少傾向にあるみた

いなんですけども、それは他の医療圏への流出によるものなのか、それともそもそも人口的な要素があるのかとか、そのあたり何か分析なんかありますか。

◎伊藤県立病院課長 平成24年度決算がすごく患者数が伸びてまして、それで結果黒字を達成しました。ただ、今年度に入りまして、少しやっぱり患者数が減ってます。その原因をいろいろ、各市町村からの出入りの増減を見比べましたけども、大体満遍なく患者が減ってきておりまして、特にこれが要因だということまで読み出せませんでした。

◎西内（隆）副委員長 その場合は今後の計画、要因が見出せてないというのは、流出というよりも人口減というところにあるからってということですかね。どういうことですか、要因が見出せんとは。

◎伊藤県立病院課長 流出ということでもなしに、人口減が大きく影響してるということでもない。そこが、病院の院長とも随分ここは話もさせてもらったんですけども、特段これが要因だということはなかなかわからないんだという結論でございます。

◎西内（隆）副委員長 今後の計画に影響がなければいいんですが、健康であることは結構なことですね。はい、わかりました。

◎浜田委員長 あき病院が鳴り物入りで導入した高額医療器具、心臓カテーテル。あれたしか8億円ぐらいで導入しましたかね。これを使うと当然レセプト上がるんでしょう。

◎伊藤県立病院課長 この機械、予算的などころでいきますと1億6,300万円ぐらいのものになります。

◎浜田委員長 そんなものですか。勘違いしてました。これを使いこなせる先生がこの間おやめになって、開業されたって聞いたんですが、ここの26年1月交代って書いてる、今現時点でこの心臓カテーテルを使える先生は実際おられるんですか。スキルの上ってる先生が。

◎伊藤県立病院課長 今現在、1月から新たに来られたドクターが1人いらっしゃいまして、またこの4月からもう一人来られますんで、2人体制になります。

◎浜田委員長 これはもう、この心臓カテーテルにスキルが上ってる先生が、十分使いこなせる方が来られるわけですね。

◎伊藤県立病院課長 はい。

◎浜田委員長 それを聞いて安心しました。

以上で県立病院課の報告事項を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

ここで、採決の前に10分ぐらい休憩をとります。

（休憩 14時30分～14時37分）

◎**浜田委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査をいたしました予算議案10件、条例その他議案26件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、これより採決を行います。

まず、第1号議案平成26年度高知県一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案平成26年度高知県災害救助基金特別会計予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号議案平成26年度高知県電気事業会計予算から第23号議案平成25年度高知県一般会計補正予算まで、以上4件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。

それでは、以上4件の議案を一括採決いたします。

第20号議案から第23号議案まで、以上4件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第20号議案から第23号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号議案平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算を原案どおり可

決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第36号議案平成25年度高知県電気事業会計補正予算から第38号議案高知県調理師法関係手数料徴収条例議案まで、以上3件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、以上3件の議案を一括採決をいたします。

第36号議案から第38号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第36号議案から第38号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第42号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例議案から第63号議案高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案まで、以上22件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、以上22件の議案を一括採決をいたします。

第42号議案から第63号議案まで、以上22件の議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第42号議案から第63号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第97号議案(仮称)永国寺キャンパス教育研究棟建築空調設備工事請負契約の締結に関する議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第97号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第98号議案平成25年度高知県工業用水道事業会計資本剰余金の処分に関する議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、第98号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、議発第1号議案高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、議発第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部の皆様御退席願います。

(執行部退席)

◎浜田委員長 次に、「意見書」を議題といたします。

#### 《意見書》

◎浜田委員長 意見書議案3件が提出をされております。

まず、災害時多目的船の導入を求める意見書(案)が公明党、自由民主党、県政会、県民クラブ、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出をされております。お手元に配付してございますが、意見書の朗読は省略したいと思います、よろしゅうございますか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 1点だけ教えてもらいたいですけど、陸上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船はもう既に災害時の多目的船っていう位置づけになってるもんなんですか。

◎ 位置づけというよりも、そういうものをとりあえずは使うということですよね。専門的な形で医療船ということになると、またお金が大変かかるので、とりあえずは今あるものの中で対応していこうと。

◎ 医療船をやってしまうと、使わないときのコストを一体どこが負担するかっていうところが非常に問題になってくる。

◎ はい、わかりました。

◎浜田委員長 それでは、正場に復しまして、この意見書は当委員会の委員の全員をもって提出することとし、細部の文案の調整については正副委員長に一任ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

◎浜田委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、食の安全・安心の確立を求める意見書(案)が公明党、自由民主党、県政会、県民クラブ、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出をされておりますので、お手元にお配りしてございます。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ 異議ございません。

◎浜田委員長 それでは、正場に復しまして、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案調整については正副委員長一任ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

◎浜田委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、手話言語法制定を求める意見書(案)が自由民主党、日本共産党、県政会、公明党、県民クラブ、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

◎浜田委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ これも全会一致でございますので、問題なし。

◎浜田委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案調整については正副委員長一任ということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了いたします。

(14時46分閉会)